

高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した
建築設計のあり方に関する検討委員会
第2回委員会

日時：平成28年10月27日（木）17：00～19：00

場所：国土交通省11階特別会議室

議事次第

1. 開会
2. 議事
 - 2-1 第1回委員会における各団体の要望等、意見を反映した改訂方針の整理
 - 2-2 事例調査報告
 - 2-3 客室に関する基準の考え方、骨子（案）について
 - 2-4 意見交換
3. その他 第3回委員会の予定について
4. 閉会

【配布資料】

- 資料1 第1回委員会における意見及び意見照会等の概要と対応方針
資料2 事例調査報告
資料3 客室に関する基準の考え方、骨子（案）

- 参考資料1 委員名簿
参考資料2 第1回委員会議事要旨（案）
参考資料3-1 ホテルのバリアフリー化の現状等に関するアンケート調査票
参考資料3-2 客室のユニットバス改修における課題
参考資料4 付加条例を制定している都道府県における客室・浴室等の基準（義務基準）
参考資料 高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準
（平成24年度抜粋版）

第1回委員会における意見及び意見照会等の概要と対応方針

I 共通

項目	第1回検討委員会意見	意見照会結果	対応方針（事務局案）
見直しの 方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者差別解消法により、物理的な環境で利用者の差別をしてはならないこととなった。（高橋委員長） ・今回の建築設計標準の改正では、障害者差別解消法の事前的環境整備への対応として何が求められるのかについて盛り込んでいくべき。（佐藤委員） 	<ul style="list-style-type: none"> ・第1部の前に、今回の改訂趣旨を書き込みたい。特に権利条約による差別解消法の制定、東京2020、その後の団塊世代の後期高齢化など。（高橋委員長） 	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の改訂とあわせて、改訂趣旨等についての追記を行う。
	<ul style="list-style-type: none"> ・アクセシビリティガイドの内容を踏まえ、レガシーとして落とし込んでいくことが必要。（今西委員） 	<ul style="list-style-type: none"> ・各団体からの意見整理・分析だけではなく「建築物の移動円滑化基準及び設計標準」、また「東京アクセシビリティ・ガイドライン」との対比一覧を作成し、課題を明確にすること。（今西委員） ・東京2020アクセシビリティ・ガイドライン(案)を参考にすることや障害者団体へのヒアリングや施設運営者・設計者等へのヒアリングを実施していくことに賛成（藤井委員） 	<ul style="list-style-type: none"> ・客室、浴室等について、建築物移動等円滑化基準、建築設計標準、Tokyo 2020 Accessibility Guide(案)、ISO等との比較整理を行う。
		<ul style="list-style-type: none"> ・「とする。」「することが望ましい。」など語尾で強弱をつけているが、設計者には伝わりづらい。内容を変えないまでも見せ方の工夫でレベル感を出せないものか（工藤委員） 	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の改訂とあわせて、基準に対応した語尾の整理・訂正、レイアウト等の編集見直しを行う。
整備 好事例 収集・整理	<ul style="list-style-type: none"> ・設計基準の事例を参考している場合も多いので、事例を充実してほしい。（木戸委員） ・好事例の継続的なスパイラルアップ、検証、建築主・事業者・設計者の教育なども含めて検討していきたい。（高橋委員長） ・好事例として長崎県みんなにやさしいトイレ実行委員会の取組を紹介したい。（土岐委員） 	<ul style="list-style-type: none"> ・事例も随分変わってきているので大幅に変えた。（高橋委員長） ・既にある各種の医療、福祉施設の設計標準からの参考事例、参考詳細等の準用（早川委員） ・一時的に高齢者・障害者が多人数で利用をされても支障がないように、各分野の施設について、一般仕様のものに追加対応や改修を施してユニバーサルに使われている事例を多く集める必要がある。（中西オブザーバー） 	<ul style="list-style-type: none"> ・主要改訂項目である客室、浴室・シャワー室・更衣室、トイレの機能分散・小規模施設での対応を含む事例(含む：改修)を中心に、事例調査・整理を行う。

項目	第1回検討委員会意見	意見照会結果	対応方針（事務局案）
	<ul style="list-style-type: none"> ・オリパラに向けた東京アクセシビリティガイド（現段階では未公表）の内容も踏まえながら、外国人への対応、文化財、観光施設の事例収集など必要かもしれない。可能な範囲で取り上げていきたい。（高橋委員長） ・事例については、具体的なイメージを持って取り組むために有効。委員会で好事例を検証していく必要や、好事例でない場合の分析、それを次につなげていく検討も必要（斎藤委員） ・好事例の収集を継続できる仕組みがあるとよい。（大日方委員） 	<ul style="list-style-type: none"> ・観光客の高齢化、インバウンドの急増に対応した、歴史的建造物（地域）におけるバリアフリーの考え方（アプリーチ、駐車場、車いす使用者トイレ、文化財のバリアフリー）を少し書き込み、事例を複数取り込みたいと思います（清水寺、西本願寺、中山寺などの好事例）（高橋委員長） ・好事例の収集も重要だが、「悪い事例」「失敗事例」を掲載し、好事例と対比することでより好事例の掲載が意味を成すのではないか。（今西委員） ・第二回において、評価基準を明確にした上で、委員長含めたWGを作り、集まったものを判断、選別してはどうか。（連委員） ・一時的な取組とせずに常に情報収集に努めるべき。（大宅委員） 	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史的建造物等について、他の調査等で紹介された事例を中心とした事例調査・整理を行う。 ・事例紹介は、事例名を明記して行うこととしており、悪い事例の事例名を明記することは困難であるため、紹介の方法を検討する。 ・今回の検討では、委員からの紹介事例等を中心とした調査・整理とするが、次回の定期改訂に向け、今後は好事例の収集・整理や、課題の把握を早めに開始することを検討する。
移動円滑化基準の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・2020 に向け、アクセシビリティガイドの記載内容なども踏まえ、移動円滑化の義務基準のレベルを上げていくことが必要。（今西委員） ・地域の身近に必要な施設の整備を進めるため、例えば 1000 m²に対象を引き下げなども含めて、移動円滑化基準の見直しの筋道をつけることが必要。（今西委員） ・基準の見直しについても今後、検討が必要。（高橋委員長、佐藤委員、藤井委員） ・法律と委任条例で基準強化すること、建築主側が自主的に配慮を高めていくこと、両面から進めていくことが必要。（高橋委員長） 	<ul style="list-style-type: none"> ・委任条例を追加し、小規模対応がある大阪府または埼玉県を紹介したい。（高橋委員長） ・委任規定の全国調査：バリアフリー法第 14 条第 3 項の規定に基づき、条例で①対象用途②対象規模③整備基準を独自に定めた自治体について調査し、参考資料として提示してもらいたい。（今西委員） 	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の検討では、移動円滑化基準の見直しではなく、設計標準の改訂により対応する方針とする。 ・移動等円滑化基準の見直しは、現状分析やニーズの整理などを行った上で、今後、慎重に検討する。 ・委任条例については客室・浴室等に関する記述についての調査・整理を実施するほか、法第 14 条第 3 項に基づく委任条例について記述の充実を行う。

II 資料3 主要検討項目に係る検討の方向性に関するご意見の概要

○客室

項目	第1回検討委員会意見	意見照会結果	対応方針（事務局案）
共通	<ul style="list-style-type: none"> ・発注者に対し、バリアフリーやユニバーサルデザインを提案しても、部屋数確保が優先され、採用されないことがある。よい事例を見せて、説得していくことが必要。（連委員） 	<ul style="list-style-type: none"> ・温泉地など、リゾートリゾート宿泊客への対応のあり方について：車いす対応、トイレ風呂など厳格に基準に合わせた客室に、案内すると「ああ、これですか」と悲しそうな顔をするという。リゾートに身障者は楽しい思いを持ってやって来る。様々なストレスを受けている日常を忘れたいのである。「何もない、見ればある」という世界がつかれないか、部屋に入ると、窓からの景色が強調されすべてを忘れる、そして、いざ使う場合には、整っている、そんな部屋を用意してあげたい。 1 当然コストはかかる、それは社会のお金で半分負担する。 2 身障者に年に一回は楽しい時間と体験を与える、 3 リゾートには立地があり、すべての障害に対応することはできない。リゾートには日常の都市生活とは、異なるものが求められる。その情報を伝え、手配ができるNPOなどの組織が必要である。（中山委員） 	<ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリールームとして特別な仕様になりすぎないようなデザインの重要性についても伝えることのできる好事例を紹介する。 ・手配の実情等について、石川バリアフリーツアーセンターへヒアリングを実施
客室数	<ul style="list-style-type: none"> ・基準では車いす使用者用客室は「50室に1室以上」、設計標準では2%以上と規定されているが、それでは足りないのが現状。ホテル全体の客室数、車いす使用者用客室の数等の母数を確認しておくことが必要。（今西委員） ・車いす使用者用客室がどの程度あるのか、把握できていない。早急に把握したい。（粉川委員） ・ホテル客室の割合(1/50 でのいいのか)は、府条例単体で検討するのは難しい部分で 	<ul style="list-style-type: none"> ・国内の整備対象となるホテル・旅館の室数・概要（建物毎、規模毎、客室(洋室・和室)毎)、及び車いす使用者用客室の室数を調査することにより、整備の義務基準及び義務基準の見直し根拠を明らかにすることが必要。委員である日本ホテル協会、全日本シティホテル連盟、国際観光施設協会(日本旅館協会)の加盟店へ調査協力を求めデータを提供することが必要。（DPI 今西委員） ・一般客室のUD化に向けた宿泊施設の基本調査：ホテルの一般客室のUD整備を検討するにあたっては客室までのアクセスが確保できているか検証を行 	<ul style="list-style-type: none"> ・一般社団法人 日本ホテル協会、及び一般社団法人 全日本シティホテル連盟に協力を依頼し、アンケート調査を実施する。

項目	第1回検討委員会意見	意見照会結果	対応方針（事務局案）
	あり、今回、検討頂きたい。（大宅委員）	うことが重要。未だに宿泊施設の入口に段差があるところが多々見受けられ、一般客室のUD化をしても利用できないことが明白とされ、宿泊施設の基本調査を行い参考資料として提示すること。（今西委員）	
浴室、便所	<p>・日本には大浴場という独特の文化があるので、例えば客室のお風呂と大浴場をトレードオフで考え、客室はシャワー室のみとし、別途家族風呂を充実させるという考え方もあるのではないか。（布田委員）</p>	<p>・立地、規模に応じた考え方によりバスルーム（シャワールームを含む）、車いす使用者用トイレを整備することが必要。（高橋委員長）</p> <p>・ホテル（ラグジャリーホテル、シティホテル、ビジネスホテル）と旅館とで、用途を明確にして整備基準を設けることが必要。（今西委員）</p> <p>・大浴場は日本独特の文化で、一つの「おもてなし」の方法。近年、シティホテルやビジネスホテルでも大浴場を備えている例が増えている（最近では、大手町）。また従来から旅館では、大浴場や家族風呂が備わっており、これは日本独特の文化である。（布田委員）</p> <p>・自分自身は、部屋にユニットバスがあっても、大浴場に行くので、いっそのこと浴槽を取り払ってしまい、トイレを広く使った方が快適だと感じている。朝はシャワーで済ませたいというニーズがあるので、シャワーの有無は検討が必要であるが、最低、大浴場（家族風呂も）がある場合は、「シャワーブース+広いトイレ」はバリアフリールームとして認めて良いのではないかと？（もちろん段差など他に解消しないといけない事柄は残っているが、改修などを考えた場合、空間の確保という意味では、効果が大きいと考える）（布田委員）</p> <p>※案（※私案）</p> <p>バリアフリー化された大浴場 有 ：客室 シャワー有（バリアフリーOK） ：客室 シャワー無（バリアフリー ?）</p>	<p>・車いす使用者用客室内の浴室及び、シャワー室について、記述の充実を図る。</p> <p>・大浴場等の共用浴室での対応について、浴室・シャワー室・更衣室の項での記述の充実を図る。</p> <p>・バリアフリー法施行令第15条第2項では、車いす使用者の円滑な利用に配慮した共同浴室があれば、必ずしも客室内に車いす使用者用の浴室またはシャワー室を設置しなくてもよいとされている。宿泊施設の特徴を考慮しつつ、客室と共同浴室等との組み合わせについての記述の充実を図る。</p>

項目	第1回検討委員会意見	意見照会結果	対応方針（事務局案）
		<p>バリアフリー化された大浴場 無 :客室 シャワー有(バリアフリー ?) :客室 シャワー無(バリアフリー x)</p> <p>・海外の方には、シャワーしか使わない人もいるので、シャワールームのみの部屋も、(開口幅や段差解消などの)条件を満たせば、バリアフリールームとして認めて良いと思う。</p> <p>・条件の良い広い客室の場合は、もちろん浴槽があっても構わない。</p>	
	<p>・設備や水回りの標準化は、府条例単体で検討するのは難しい部分であり、今回、検討頂きたい。(大宅委員)</p>	<p>・浴室の手すりについて、「必要に応じて連続させることが望ましい」以外に、溺水事故防止のため、浴槽に入った状態でも握りやすい高さに手すりを設けることを明記することが必要。(中西オブザーバー)</p>	<p>・設備の仕様・位置や手すりの設置位置等について、記述の充実を図る。</p>
ベッド		<p>・客室のベッド仕様で、転落防止柵の着脱ができるものについて、好事例があれば記載してほしい。(中西オブザーバー)</p>	<p>・客室のベッドについて、事例調査対象施設での状況等を確認し、好事例があれば紹介する。</p>
一般客室	<p>・パラリンピック選手の移動実態を調査しており、宿泊は、選手だから何とかできるが、もう少し工夫すればより多くの人が使えするという指摘がある。そのあたりについて、今回検討を深めていくことが必要。(松田委員)</p> <p>・利用する側のニーズ把握が必要。例えば、車いす使用者用客室を使えない場合に、一般客室を何とか使っているという方がどの程度いるのか、サンプル調査でもよいので調べてみてはどうか。(大日方委員)</p>	<p>・宿泊施設としてホテル・旅館等の形態が異なるなか一般客室の整備について対象を明確にする必要がある。(今西委員)</p> <p>・ホテルではラグジャリーホテル、シティホテル、ビジネスホテル等の定義がなく、各ホテルクラスによっても一般客室の客室面積が異なる。さらに、客室タイプ(シングル・ダブル・ツイン)によっても面積が大きく異なり整備対象を整理する必要がある。(今西委員)</p> <p>・一般客室のUD化に向けては、利用対象者がある程度絞り込まなければ、これまでの身障者用客席との違いがなく整備が広がらない。(今西委員)</p> <p>・一般客室のUD化基準については、客室面積に影響されない個所と、そうでない個所でも最低限必要されるスペースについて検討することが必要。(今西委員)</p>	<p>・利用者像・ニーズを想定し、また宿泊施設の種類等も考慮した上で、一般客室における高齢者、障害者への配慮として規定すべき項目・内容を検討し、記述を作成する。</p>

項目	第1回検討委員会意見	意見照会結果	対応方針（事務局案）
聴覚障害者等への対応	<p>・都内のホテルに宿泊したところ、災害時に対応する設備がなかった。情報アクセシビリティの面でいうと、平常時は、字幕放送付きテレビなどで確保されているが、万が一災害が起こった際の保証がない。例えば、EVに乗っているときに火災になったとか、一人で入っていて密室の浴室、シャワー室などは、外の情報が入ってこない。どこにいても災害時の情報がわかるような整備について検討頂きたい。（大竹委員）</p>	<p>・一般客室のUD化は、設計課題として重要。（早川委員）</p> <p>・電話や筆談機を使えない人が利用することを想定して、浴室だけでなく客室にもフロント直結の緊急通報設備があった方が良いが、好事例があれば記載してほしい。（中西オブザーバー）</p>	<p>・聴覚障害者への緊急情報提供のための機器について、事例調査対象施設での設置状況やソフト対応状況をヒアリングするほか、メーカー等にヒアリングを行い、記述の充実を図る。</p>
視覚障害者等への対応	<p>・視覚障害者の場合、色のコントラスト(床と柱)や照明による明るさの確保といったことも必要。（藤井委員）</p> <p>・視覚障害者の場合、室内の器具や設備をどう確認するか、石鹸とシャンプー、リンスがわからない、カランやトイレの構造が違う、ドアの番号表示を浮き彫りにしてほしいなど、が課題。（藤井委員）</p> <p>・シャンプーとリンスがわからないとの指摘があったが、対応できることもできてないホテルもあるというのが実情と捉えた。対応に関しては、ご意見を集めて、冊子などを作り、周知していければよい。（粉川委員）</p>	<p>・客室照明については、「ベッド上で点灯・消灯できるものとするのが望ましい。」とされているが、照明の照度について可変性を持たせるなどの配慮事項も記載する必要があるのではないかと。薄暗い客室のなかでは、高齢者が転倒する事故も起こりやすい。また、作業に支障を来すケースもある。（中西オブザーバー）</p> <p>・浴室の壁についているシャンプー・リンス・ボディーソープ等は視覚障害者にとってはわかりにくいと、わかりやすくしてほしい。ボトルのタイプも同様。（藤井委員）</p> <p>・エアコン(空調機)の使用が視覚障害者にとっては非常に困難。オンやオフ、温度調整等がわかりやすくなるよう標準化を図って欲しい。</p>	<p>・色のコントラストについては、3.2設計事例集に、『(4)視覚障害者等の利用しやすさに配慮した眼科専門クリニック』を紹介済み。</p> <p>・調光照明について、事例調査対象施設での状況等を確認し、好事例があれば紹介する。</p> <p>・スイッチや水栓、室番号の浮き彫り、シャンプー等のアメニティ対応等について、記述の充実を図る。</p> <p>・室内の器具や設備位置についての情報提供について、ソフトも含めた対応方法について、記述の充実を図る。</p>

項目	第 1 回検討委員会意見	意見照会結果	対応方針（事務局案）
		<ul style="list-style-type: none"> ・補助犬のトイレ：宿泊施設における補助犬のトイレが設置されているところが少なく、補助犬使用者からは困っているという声もある。平成 24 年度版の最後の事例として、東京新宿にある京王プラザホテルのような補助犬のトイレを設置することが望まれる。（藤井委員） ・補助犬利用者のための犬用排泄設備の標準化の検討。（高橋委員長） ・盲導犬、介助犬の排泄スペースの確保は、通常の UD 配慮設計時の参考になった（早川委員） 	<ul style="list-style-type: none"> ・補助犬対応（排泄スペースの準備や案内の必要性等）について、記述の充実を図る。
ソフト対応	<ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリー化に関しては、それぞれに努力はしてきているところ。ホテルは装置産業であり、一度できてしまうとそれを変えるのはかなりの労力を要することになる。ホテル協会のホテルには十分な人（スタッフ）が配置されている。ソフト、システム、ヒューマンにより、ハードで足りないところを補っていきたいと考えている。（風間委員） 		<ul style="list-style-type: none"> ・ソフト対応について、記述の充実を図る。

○便所・洗面所

項目	第1回検討委員会意見	意見照会結果	対応方針・委員確認事項（事務局案）
トイレの機能分散		<ul style="list-style-type: none"> ・「多機能トイレの功罪」をより明確化し、整備要件が整えられる用途や規模では、より一層の機能分散によるUD化を目指す必要があること、多機能トイレを設置しなければならないケース(用途、場所等)を具体的に記述したい。(高橋委員長) ・本当に広いスペースを必要とする利用者層(車いす使用者、大型ベッドを使用したい小学生以上の車いす使用者との同伴者)を優先できる「車いす使用者対応便房」の考え方を強化しつつ、発達障害(同伴者あり、高齢者の異性同伴者が気兼ねなく利用できるユニセックス便房など、必要に応じて機能を組み合わせられる考え方を基本としたい。(高橋委員長) ・簡易多機能トイレ、オストメイト対応便房、親子対応便房、トランスジェンダー対応便房など、多様な利用者への用途分散の明確化を検討すること。(今西委員) ・トイレの機能分散については具体の事例を多く示すのが良い。(中西オブザーバー) ・多機能便房への利用集中を軽減するためにも、簡易多機能トイレや個別機能を備えた便房の普及・整備の促進があるべきで、設計標準としての図の例示や、好事例の紹介を行うことの意義は大きいと考える。(小野オブザーバー) 	<ul style="list-style-type: none"> ・多機能トイレを設置しなければならないケース(用途、場所等)や、機能の組み合わせの考え方等について、記述の充実を図る。 ・便所の機能分散を図った好事例を紹介する。
小規模施設のトイレについて	<ul style="list-style-type: none"> ・コンビニやファミレスにかなりの数が整備されつつある。これらを充実させていくことは満足度の向上につながると思われるので、好事例として取り上げていくとよい。(布田委員) 	<ul style="list-style-type: none"> ・コンビニなど小規模店舗のように一つしか作れないところは多機能化することで車いす使用者でも利用できるようにすることが当然ですが、いつでもオール・イン・ワンの便房は避けていきたい。(高橋委員長) ・コンビニ等小規模店舗の規模や施設整備のあり方について委任規定を含めて、入口や通路、トイレの整備基準の検討を行うことが必要。(今西委員) ・今まで対象とならなかった、コンビニやファミレスのトイレについても、好事例であれば取り上げられるとよい。高齢者や障害者はもちろんのこと、乳幼児連れにとっても関係は深く、ここを充実させることで、全体の満足度は高くなる。(布田委員) 	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模な施設での便所のバリアフリー化について、記述の充実を図る。

項目	第1回検討委員会意見	意見照会結果	対応方針・委員確認事項（事務局案）
簡易型機能を備えた便房		<ul style="list-style-type: none"> ・議論の余地があるが、オストメイト対応設備について、背もたれに付けるものも「合」とする考え方を取り込めないか、と考えています。オストメイト実態調査(2015 東洋大学)では一般便房のトイレ利用者が圧倒的です。現状では車いす使用者用オストメイト水洗設備がありません。(高橋委員長) 	<ul style="list-style-type: none"> ・背もたれに設置するオストメイト対応設備の採用について、現況等を踏まえ、記述の見直しを検討する。
視覚障害者等への対応		<ul style="list-style-type: none"> ・トイレ案内装置の設置:トイレの外でトイレの有無や男子・女子・多目的トイレを識別できるよう音声案内装置の設置。(藤井委員) ・トイレ個室の音声装置の設置:トイレの個室の状況、水洗方法を音声で知らせる装置の設置。(藤井委員) ・トイレのピクトグラムは絵柄を浮き出るようにし、手で触ってわかるようにして欲しい。(藤井委員) 	<ul style="list-style-type: none"> ・2.7.4 その他の便所・洗面所の設計標準 (6)表示 留意点:音声案内装置の設置に『多数の視覚障害者が利用する施設にあつては、男性用・女性用の位置等を、音声により案内することが望ましい。音声案内装置には、便房内において便器や設備・ボタンの位置を案内するものもある。』と記載済み。 ・2.7.4 その他の便所・洗面所の設計標準 (6)表示に『便所の出入口付近の外部には、便所内部の配置を表示することが望ましい。さらに視覚障害者の利用に配慮して、点字等による表示や触知案内図の設置を行うことが望ましい。』と記載済み。
戸の形式		<ul style="list-style-type: none"> ・現在の簡易多機能トイレの記述については、(空間が小さいため)現実には扉が収まらないなど、いくつか矛盾が見られる。扉は、「開き戸よりは引き戸が良く、開き戸ならば内開きより外開きの方が良い」という考えで整理されていると思うが、簡易多機能の寸法では、引戸では十分な開口幅がとれず、外開き戸だと通路側の人や他の扉と干渉してしまう。好事例の紹介では、既に折戸も紹介されており、折戸を含め表記すべき。(布田委員) ・<建築研究所で実施していた多機能トイレに関する研究課題に関連して、課題終了後も関係者で検討WGを組織し同様の検討を続けて参りました。以下は、そのWGでした内容です。>(小野オブザーバー) ・特に便所や便房の空間構成に影響する、便房に設置する扉の形状について、現状に即した内容の記載を希望する。(小野オブザーバー) 	<ul style="list-style-type: none"> ・既往の研究等を踏まえ、記述の見直しを検討する。

項目	第1回検討委員会意見	意見照会結果	対応方針・委員確認事項（事務局案）
		<p>①扉の形態に係る設計標準での図の修正（外開き戸に代わる折り戸の使用他）： 現在の建築設計標準では、車いす対応として引き戸や外開き戸が推奨されているが、近年は外開き戸にかわり折り戸が使われることが増えてきています（「建築工事標準詳細図 H28 年度版」においても車いす使用者用簡易型便房で折り戸が採用されている）。 また、一般便房においては、使用中か否かが分かるよう、また通行者との干渉を防ぐために、一般的には内開き戸が用いられていることから、設計標準の図の修正・差し替えを希望致します。</p> <p>②（①に関連して）例として記載された図の修正（P2-91 に提示されている改善例1「改修後」（右下の図）の女子トイレのレイアウト）：扉と便器・人との接触があるので、修正をお願い致します。 ・内開き戸と便器の接触 ・一番奥引き戸ブースから出る人と、外開き戸との接触</p>	
乳幼児の安全性配慮		<p>・今回の建築設計標準の改訂にあたり、特にハード面での制約から、実現が難しい事項や、乳幼児への安全配慮に関する事項について、下記の通り、修正・変更を提案する。（小野オブザーバー）</p> <p>④ 乳幼児への安全性配慮について（表現の修正等）： 乳幼児用ベッドから、親が目を離したすきに乳幼児が落下する事故が何件か発生していることを踏まえ（国民生活センター発表）、国民生活センターの資料にもある通り、寝かせたまま目を離す誤使用を防ぐために、「乳幼児用ベッド」という表記から、「乳幼児用おむつ交換台」という表記に変更することを提案します（別添資料の、乳幼児用ベッドに関する記載項目をご参照下さい）。 また、このような誤使用を防ぐために、乳幼児用おむつ交換台と乳幼児用いすをセットで設置することを推奨して頂きたいと思います。</p> <p>⑤ その他（別添資料について）： 上記①～④について、詳細に説明した別添参考資料（「設計標準見直し提案」）をご参照下さい。</p>	<p>・既往の研究等を踏まえ、記述の見直しを検討する。</p>

項目	第1回検討委員会意見	意見照会結果	対応方針・委員確認事項（事務局案）
図版の修正		<ul style="list-style-type: none"> ・その他、現在の建築設計標準で記載されている事項について、読者に誤解を与えないよう、寸法表記や表現について一部修正をお願いしたい所存である。（以上の詳細については、下記、「その他の資料、第2回検討委員会に向けた意見」での記載と、別添参考資料（「設計標準見直し提案」）を参照して頂きたい。）（小野オブザーバー） ③ 例として示された図の修正（P2-86 下の便器高さ）： P2-86 下の便器高さについて、床から便器の高さを 40～50cm 程度としていますが床から便座上端の高さに修正をお願い致します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・既往の研究等を踏まえ、記述の見直しを検討する。
その他		<ul style="list-style-type: none"> ・トイレブースの感知式照明（一定時間動きが無いと消灯する機能）器具の是非の検討（早川委員） ・右勝手、左勝手に対する配慮は、通常のUD配慮設計時の参考になった（早川委員） ・異性介助に対する配慮は、通常のUD配慮設計時の参考になった（早川委員） 	

Ⅲ その他の資料、第2回検討委員会に向けたご意見

項目	第1回検討委員会意見	意見照会結果	対応方針・委員確認事項(事務局案)
災害時の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・車いすで仮設住宅を十分使えない。(土岐委員) ・仮設住宅も重要であるが、避難先として重要となってくる体育館、公民館の防災機能(防災井戸、電源の確保など)について、記述の充実をしてはどうか。(布田委員) ・大規模災害時には公民館や学校の体育館などに避難するが、車いすや障害者が十分使えるようなトイレが対応されていないことが課題。また福祉避難所に重度の障害者ではなく一般の避難者がきてしまう、通常の職員しかいないため、定員以上の人が避難してきた場合に対応できない、一般避難所においても車いす、視覚障害、精神障害、自閉症の方、生活できないため、やむなく他を探すという実態をみてきた。(土岐委員) ・府条例のガイドライン検討時に、災害時のバリアフリーについて考えて行くことについて問題提起があった。(大宅委員) 	<ul style="list-style-type: none"> ・体育館や公民館は災害時の拠点となるので、食料の備蓄や水の確保(防災井戸)、ベンチかまど、等を備えるものであってほしい。また、長期化に備えプライバシーの確保(トイレ、風呂、寝る場所)についても配慮したい。加えて、情報を得る場所でもあるので、Wi-Fiの整備なども併せて行ってほしい。災害弱者にとってはより必要性が高いので、それらの好事例の紹介(または、解説などで触れるのでも良い)をお願いしたい。(布田委員) ・発災時の避難方法について:(なかなか難しいと思いますが)津波、地震、火災といった災害時の避難対策(非常時のバリアフリー)の好事例の紹介ができると良い。特に競技場や駅、空港などの群衆避難や、津波避難等。(布田委員) ・災害時の避難施設となる場合の想定は、設計課題として重要(早川委員) 	<ul style="list-style-type: none"> ・応急仮設住宅については、2.1 敷地内の通路のコラムに、『応急仮設住宅におけるバリアフリー対応の事例』を掲載済み。 ・災害時の避難所となりうる学校等の公共施設、公民館等におけるバリアフリー化の必要性については、1.2 建築物全体の計画のポイント(4)用途別のチェックポイントでの記述の充実を図る。
出入口		<ul style="list-style-type: none"> ・出入口建具(推奨は引き戸)稼働時の指挟み防止他安全確保の記述を補強すべき。①引き残し寸法、②ガラス窓を設けた場合の同面処置、③建具の角のR処理確保、等の考え方を追記する。(早川委員) ・扉の開閉力の基準や開閉スピードの知見の整理(早川委員) 	

項目	第1回検討委員会意見	意見照会結果	対応方針・委員確認事項(事務局案)
エレベーター・エスカレーター	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、視覚障害者をエスカレーターに誘導することになっていないが、視覚障害者もエスカレーターに誘導できるような整備、例えばエスカレーターの視認性の確保等について検討してはどうか。(藤井委員) ・府条例のガイドライン検討時に、視覚障害者のエスカレーター誘導について駅なども含めた移動円滑化経路について考えていくことについて問題提起があった。(大宅委員) 	<ul style="list-style-type: none"> ・エスカレーターの手すりにしるしなどを付けて、ベルトの進行方向を表示すること。(藤井委員) ・行き先、及び、昇降方向の音声案内付き(藤井委員) ・進入可否を乗降口に近接する通路の床面等に表示すること(藤井委員) ・エスカレーターに照明をつけて明るさを確保すること。(藤井委員) ・双方向ELVの設置推奨は、通常のUD配慮設計時の参考になった。(早川委員) 	<p>2.6 エレベーター・エスカレーター 2.6.5 エスカレーターの設計標準 に以下を記載済み。</p> <p>③ 踏段</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乗降口の足元は適宜照明を行い、乗り口、降り口をわかりやすくすることが望ましい。 ・踏段の端部に縁取りを行う等により、踏段相互の認知をしやすくすることが望ましい。 <p>④ くし板</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歩行上支障のない形状、厚さとし、踏段との違いが認知しやすいように色表示を行うことが望ましい。 <p>留意点:エスカレーターへの誘導: 慣れない場所で視覚障害者がエスカレーターを利用する場合、上り下りの区別がわかりにくい、乗降のタイミングが図りにくい等の問題がある。このため、視覚障害者をエスカレーターへ誘導する場合は、点状ブロック等や誘導固定手すりあるいは音声による案内、人的な対応等を組み合わせて安全に利用できるように配慮する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移動等円滑化基準では、エレベーターを移動等円滑化経路として定めていることを踏まえ、視覚障害者のエスカレーターへの誘導についての記述の充実は、今回の改訂では行わない。

項目	第1回検討委員会意見	意見照会結果	対応方針・委員確認事項(事務局案)
階段		<ul style="list-style-type: none"> ・階段の手すりに点字サインがついているところがあるが、その設置位置が端部(階段の初段)ではなく、視覚障害者にとってはわかりにくいことがある。安全性の確保の面からその設置基準についても話をしたい。(藤井委員) 	<ul style="list-style-type: none"> ・2.5階段 2.5.1 階段の設計標準(5) ②点字表示 に『視覚障害者の利用に配慮して、手すりの水平部分に現在位置及び上下階の案内情報などを点字表示する。』と記載済み。
劇場等の客席・観覧席	<ul style="list-style-type: none"> ・車いすユーザーや視覚障害の方がステージにあがることを考えていない、段差があったり手すりのない階段のみだったりするところが多くある。これについても検討に含めて頂きたい。(大日方委員) 		<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準(劇場、競技場等の客席・観覧席を有する施設に関する追補版) 2. 劇場、競技場等の客席・観覧席 (3) 舞台等 ア. 舞台に、『客席・観覧席の通路から舞台への通路には段を設けない、または傾斜路を設置する。段を設ける場合には、段差解消機や階段手すりを設置し、高齢者、障害者等が支障なく舞台上がれるように配慮する。』と記載済み。
視覚障害者誘導用ブロック等	<ul style="list-style-type: none"> ・病院では、ストレッチャーへの配慮などにより、点字ブロックが敷設されないということがある。推奨する室内型の点字ブロックがあり、そちらを提案していきたい。(藤井委員) ・設計者にとっては、視覚障害者誘導ブロックの黄色など、色は設計上の制約とされ好まれないことがある。弱視者への配慮としては視認性の確保が重要であり、ブロックの黄色以外にも床と柱、床と壁などのコントラストについては是非取り上げて頂きたい。(藤井委員) 		<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障害者誘導用ブロックは、屋外・屋内とも国内統一基準としての JIS 製品を推奨しているところであり、今回の見直しは行わない。(日盲連で推奨の室内型の点字ブロックについては、JIS を取得頂くことが望ましい。)

項目	第1回検討委員会意見	意見照会結果	対応方針・委員確認事項(事務局案)
視覚障害者、聴覚障害者等への情報提供	・府条例のガイドライン作成時に、聴覚障害者へ常に情報提供することについて問題提起があった。(大宅委員)	・視覚障害者、聴覚障害者対応情報設備の動きが活発です。デジタルサイネージやスマフォを使うことで建築側の整備が軽減される場合があります。この辺りも変化はあるが事例としては取り込みたい。(高橋委員長) ・避難時のアナウンス、補助等の詳細は、設計課題として重要。(早川委員)	・建築ハード整備の負担軽減につながるよう、設備・機器等の好事例を紹介する。
多言語対応	・日本語が通じない車いすユーザーが避難する場合も含めて考えておく必要がある。(大日方委員)	・国際化に対応する多言語標記サインの標準化は、設計課題として重要。(早川委員)	・1. 2 建築物全体の計画のポイント (4)用途別のチェックポイントでの記述の充実を図るほか、2. 13 造作・機器 2. 13G. 1 案内表示での記述の充実を図る。
精神障害者等への対応	・精神障害の場合、突然具合が悪くなることがある。建物のなかにインターホンがあって、困っていることに対応できる、などがあるとよい。(野村委員:代理)		・施設の全ての室にインターホンや緊急通報設備を設けることは難しく、建築物の出入口での対応や、ソフトでの対応について記述の充実を図る。
基本寸法等	・府条例のガイドライン作成時に、電動車いすが普及するなかで、多様な電動車いすの寸法をどう考えていくか、まっすぐではない手すりをどう考えるかなども指摘された。(大宅委員) ・海外の電動車いすは非常に多岐にわたる形状である。それらに対し、どういふことが起きうるのかの想定は必要。(大日方委員)		・電動車いすの寸法等について、記述の充実を図る。

事例調査報告

平成28年10月12日（水）	石川バリアフリースーツアーセンター
平成28年10月12日（水）	加賀 山代温泉 ゆのくに天祥
平成28年10月12日（水）	金沢駅前シティホテル

■ 石川バリアフリーツアーセンターの概要

- ・ H25.10設立されたNPO法人
- ・ 「行きたいところに行けるようにする」ために、旅のバリアフリー情報を紹介する全国統一規格の「パーソナルバリアフリー基準」によって情報の収集や調査を実施。
- ・ 以下の業務を実施
 - ✓ 県内観光施設、宿泊施設のバリアフリー調査、情報の収集
 - ✓ 県内観光施設、宿泊施設のバリアフリー情報の発信・公開
 - ✓ 問い合わせ者の身体状態などに応じた県内宿泊施設、観光施設等の紹介
 - ✓ バリアフリーセミナーや勉強会の開催
 - ✓ その他、施設のバリアフリー改装のアドバイス、車いすのレンタル事業、モニターツアーの実施など



前方に大きなタイヤをつけ、車いすの小さな前輪を浮かせることにより、小さな段差、砂利道、ある程度の凸凹道、雪道などの悪路を進むことができる「快適 AQURO(アクロ)」を開発、販売、活用

ヒアリングで指摘された宿泊施設における課題

■ バリアフリールームを使う上での課題

- ・ どちらかというとも重度の障害を持つ方が多いため、介助者が付き添っている場合が多いことからシングルルームだと利用が困難。家族利用（両親と障害ある子どもなど）を勘案すると簡易トリプルのニーズもある。
- ・ ベッドや家具を固定しないことで、必要に応じて可変に対応できるとよい
- ・ 出入口のドアが重い場合、開閉が困難。

■ 一般客室における課題

- ・ ユニットバスの段差により出入りが困難。
- ・ シャワーの取り付け位置（バスタブ側、高すぎるなど）により使いにくい場合がある。
- ・ 出入口のドアの重さに加え、室内側の通路が狭くドアの引きしろが十分でない場合、部屋から出ることが困難。

■ その他ホテル全体を利用する観点からの課題

- ・ 支配人などの意識だけでなく、対応するスタッフ全体の共通認識であることが重要。
- ・ 宿泊前のやりとりにてニーズに応じた人的対応が可能。
- ・ 和風旅館の場合、段差解消には簡易スロープの活用がよい。

施設概要 (ゆのくに天祥)

■施設概要

- 全3館構成 (創業 昭和38年)
 - 白雲本館(昭和50年頃～)
 - 白雲新館(昭和60年頃～)
 - 天祥の館(平成2年～)
- 室数：156室 (和室136室、洋室20室)

- 宴会場：5カ所
- 食事処：7カ所
- 大浴場：3カ所 (平成15年に3カ所目をオープン、平成16年にもとあった2つを改修)
- 玄関、ロビー、客室、宴会場等を改修し、第3回 (平成13年) バリアフリー社会推進賞受賞

車いす使用者用客室(4,5階に各1室)
白雲新館整備時に設置



1階平面図 (ゆのくに天祥)



- 車いすの貸出→4台
- 多目的トイレ→3カ所（1階：2ヶ所、2階：1ヶ所）を改修により設置、昨年、共用部の和式トイレはすべて洋式に改修
- 車いすに対応エレベーター（ボタンなど）→なし
- 建物出入口（建物出入り口開閉幅190cm 玄関車寄せに20cmの段差有（スロープあり、幅380cm）

フロント・1階エレベーターホール（ゆのくに天祥）



1階トイレ (多機能トイレ・ゆのくに天祥)



1階トイレ (男女トイレ・ゆのくに天祥)



大浴場 (ゆのくに天祥)



大浴場 (ゆのくに天祥)



- 大浴場は車いす対応。手すりあり。お風呂の浴槽に入る際、段差あり（車いす対応トイレ無シャワーチェア・キャスター付シャワーチェアー各大浴場 各1台 貸出有）
- 平成15年秋に3階大浴場にスロープを新設。平成16年に1階大浴場も改修

大浴場 (ゆのくに天祥)



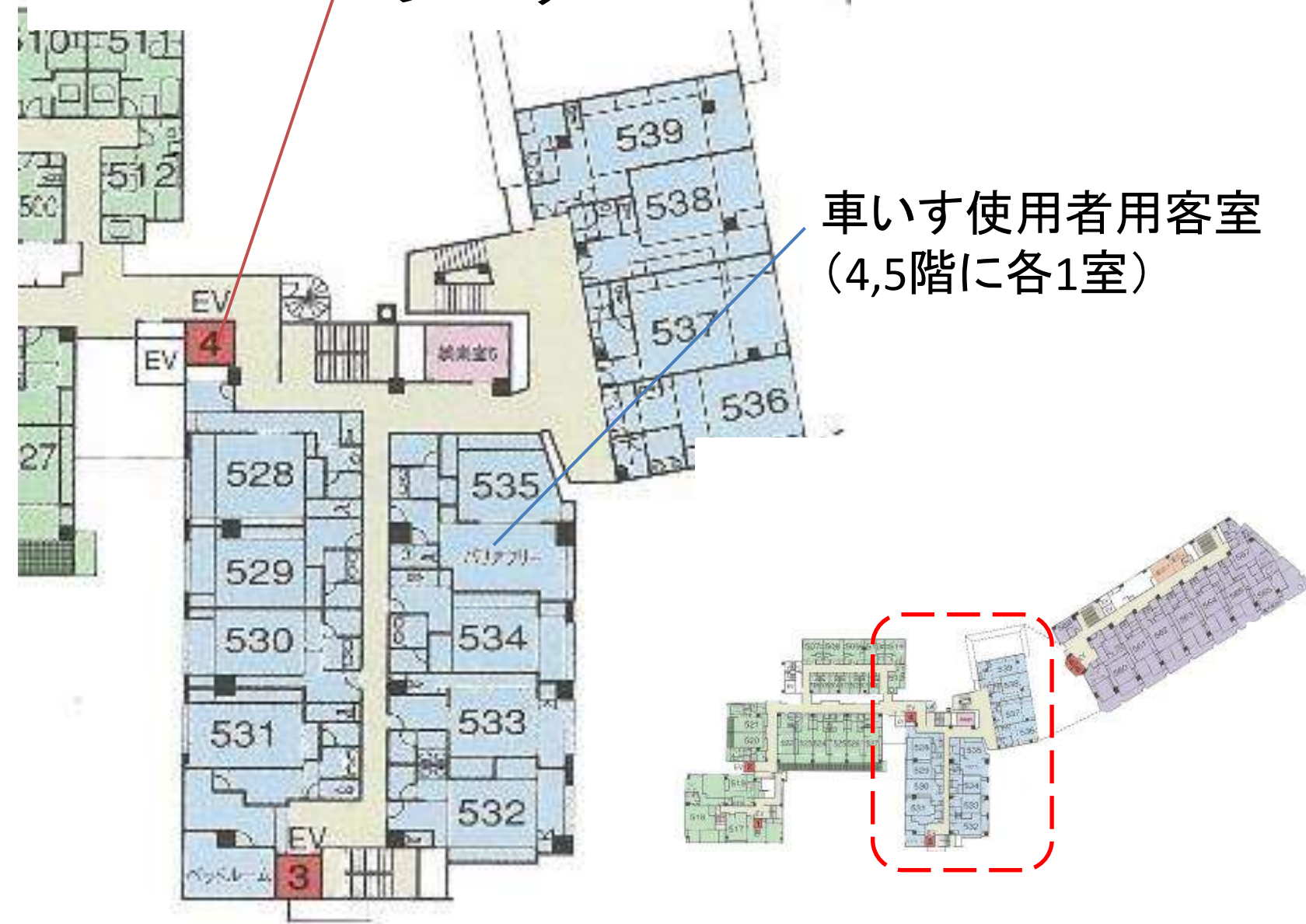
レストラン・廊下（ゆのくに天祥）



車いす使用者用客室 (ゆのくに天祥)

エレベーター

車いす使用者用客室
(4,5階に各1室)



車いす使用者用客室（ゆのくに天祥）

ゆのくに天祥HPより

室数	2室（白雲新館4F・5Fに各1室ずつ）
客室出入口	幅 約85cm 車椅子のまま出入りが可能
間取	洋間 約30m ² 、和室12畳
室内の段差	2箇所あり •洋間と和室の間に約8.5cm •脱衣場と浴室の間に約8cm
室内扉幅	•トイレ 約79cm 車椅子で出入り不可 手すり有 •脱衣場 約78cm 車椅子で出入り可 手すり無 •浴室 約**cm 車椅子で出入り不可 手すり無
ベッド	寝起きのしやすい高さ（約50cm）のシモンズベッド2台
和室	最大6名までお布団での就寝が可能
その他	室内の調度品（生け花、額縁、掛け軸等）は、事前連絡にて撤去可 冷蔵庫の開閉についても事前連絡にて対応可

車いす利用者用客室（ゆのくに天祥）



- ユニットバス出入口幅約68cm

車いす利用者用客室（ゆのくに天祥）



- 室内側の空間幅約120cm



- ベッドの間約116cm



ソフト対応等について（ゆのくに天祥）

- 車いす利用者用客室を指定して宿泊する場合のほかに、予約時に「食事はテーブル席が良い」等と希望があった場合、ホテル側の配慮で車いす利用者用客室を用意する場合もある。（通常車いす利用者用客室は、特別室料がかかるが、この場合は不要）
- フロントにコミュニケーションボードあり
- 補助犬は受け入れている。特別な対応はなし。
- 聴覚障害者などに対応した非常警報装置は設置していないため、障害者の部屋番号をフロントスタッフで情報共有し、緊急時には最初にその部屋に行くようにしている。
- スタッフの本格的な研修プログラム等はなく、避難訓練時やOJTにて対応を確認している。
- 障害のある宿泊客の方が、ベッドの転落防止柵を宅急便で送付してきて対応したことがある。
- 障害者や高齢者の対応に特化するのではなく、あくまで幅広いお客様に対応している、というスタンスである。
- バリアフリー化の情報や、サービスとしてできること／できないことは、ありのままを伝えるようにしている。段差があるなら、あると伝えるほうが判断しやすいだろう。

エレベーター、駐車場（金沢駅前シティホテル）

●館内エレベーター 1



●館内エレベーター 2



低操作ボタンがあります。

●障害者駐車場 1



障害者駐車スペースが1台あります。
車椅子等の方は、係員に伝えていただければ正面入口の駐車スペースへ誘導します。

■施設概要

- ・地上30階
- ・室数：254室
- ・車いす使用者用客室：1室
（シングル）、平成6年開業
当初に設置

写真等出典：全国バリア
フリー旅行情報HP

■情報対応等について

- ・視覚障害者や聴覚障害者の方がどの室に宿泊しているか把握
- ・聴覚障害者とのコミュニケーションは筆談（コミュニケーションボードなし）
- ・非常警報装置（ランプ）のある客室：1室
- ・盲導犬を連れた宿泊客は稀にいる。特に問題はない。（特別な対応はしないが、要望があれば出来る範囲で対応する。）

1階 多機能トイレ (金沢駅前シティホテル)



車いす使用者用客室（金沢駅前シティホテル）

●車いす対応トイレ付き客室 1



ベッドは幅125cmのセミダブルサイズです。

●車いす対応トイレ付き客室 2



入口幅97cm 段差1cm

●車いす対応トイレ付き客室 3



浴槽横に段差を少なくした、腰掛けするスペースがあります。
浴槽長さ57cm×奥行96cm
外側高さ41cm内側深さ32cm

●洋(和洋)客室 1



一般的なツインの客室です。

●洋(和洋)客室 2



ユニットバスです。

■一般客室

- 一般客室に宿泊する高齢者、障害者の方もいる
- ユニットバス出入口の段差なし
- シャワーブースのある一般客室があり、浴槽に入れられない障害者の方で、そちらに宿泊された方もいる。
- シャワーチェアの貸し出しあり（高齢者からの貸し出し要望多）

写真等出典：全国バリアフリー旅行情報HP

■ 客室に関する基準の考え方、骨子

(1) 設計の考え方

- ・高齢者、障害者等が、他の利用者と同様に外出・旅行等の機会を享受する環境の整備が求められており、宿泊機能を有する建築物では、高齢者、障害者等の円滑な利用に配慮した客室を設けることや、一般客室を含めた施設全体のバリアフリー対応等が求められている。
- ・宿泊機能を有する建築物の設計においては、客室のほかにフロント、共用スペース（レストラン、大浴場、共用便所等）、道路や駐車場から客室に至る経路、緊急時の避難や情報提供等への配慮が求められる。また建築物のハード対応とあわせて情報提供やサービス等のソフト対応（人的な対応）の両面を考慮しつつ設計を行うことも重要である。
- ・高齢者、障害者等の個々の事情等について、予約時や来訪時に確認を行うことのほか、ホームページ等での事前の情報提供（車いす利用者用客室の有無や、その概要、備品の貸出し等）の高齢者、障害者等の対応に関する基本的な情報）に配慮することが、施設運営者に求められる。
- ・高齢者、障害者等の円滑な利用に配慮した一般客室を、客室のバリエーションの一つとして整備することや、共有スペースで様々な配慮を行うことは、施設運営者にとって、今後の利用者拡大につながる重要な取組でもある。

(2) 客室の設計標準

客室の設計は、以下の通りとすることが望ましい。

① 設計のポイント

- ・ホテル又は旅館には、車いす使用者が円滑に利用できる客室（以下「車いす利用者用客室」）を設ける。
- ・車いす利用者用客室内には、車いす使用者の円滑な利用に配慮した便所・浴室等を設ける。
- ・車いす利用者用客室以外の客室においても、高齢者、障害者等の利用しやすさの確保に配慮する。
- ・高齢者、障害者等の利用に支障がないよう、出入口の有効幅員の確保や戸の形式、室名表示に配慮する。
- ・客室には、高齢者、障害者等に配慮した設備・備品等を設置する（または貸し出す）。特に、視覚障害者、聴覚障害者にとっては情報提供に係る設備・備品等が重要となる。

② 車いす使用者用客室

◎バリアフリー法施行令の建築物移動等円滑化基準と同様の内容

◇バリアフリー法の誘導基準省令と同様の内容

○その他の整備内容

(以下共通)

	現在の設計標準の記述概要	追加等を検討する項目 (案)
配置		○エレベーターとの位置関係に関する記述
設置数	◎客室総数が 50 以上の場合、車いす仕様客室を 1 以上設置 ◇客室総数が 200 以下の場合には当該客室の総数に 1/50 を乗じて得た数以上、客室総数が 200 を超える場合は当該客室の総数に 1/100 を乗じて得た数に 2 を加えた数以上の車いす使用者用客室を設置	○同伴者がいることを想定した室の計画に関する記述
客室出入口の寸法	◇幅 80cm 以上確保 ○出入口前後に転回スペース (140cm 角) を確保	
段	○床に段を設けない。 ○和室での、車いすからの移乗への配慮	○やむを得ない場合の床段差に関する記述 (例: 2.5cm 以下、乗り越えやすい形状)
スペース	○回転スペース (直径 150cm 以上円) を 1 以上確保	○ベッド横の通路幅に関する記述 ○便所、浴室等前面のスペース確保に関する記述
客室の便所	◎車いす使用者用便所の設置 (同一階に共用の車いす使用者用便所がある場合を除く。) ◎出入口幅: 80cm 以上 ○便所内に、回転スペースを設置 ○その他は、2.7.1 個別機能を備えた便所の設計標準 共通する設計のポイント及び (1) 車いす使用者用便所を参照	
客室の浴室、シャワー室等	◎車いす使用者用浴室の設置 (共同浴室がある場合を除く。) ◎車いす使用者が円滑に利用することができるものとして、浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置され、車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保された	○共同浴室がある場合の、組み合わせに関する記述

	現在の設計標準の記述概要	追加等を検討する項目（案）
(出入口)	浴室を設けること ◎幅 80cm 以上確保	
(スペース)	○浴室内に、回転スペースを 1 以上設置（設備機器下部において車いすのフットレストが通過できるスペースが確保されていればその部分も有効幅員）	○シャワー室のスペースに関する記述 ○洗面器に関する記述（2.7.4 その他の便所・洗面所の設計標準（4）⑤洗面器の内容を引用）
(浴槽)	○浴槽深さ 50cm 程度、エプロン高さ：40～45cm	
(いす等)	○浴槽の脇に、高さ 40～45cm の移乗台設置	○シャワーチェア設置（貸出し）に関する追記
(シャワー)	○高齢者、障害者等の使いやすいシャワーの設置	○高齢者、障害者等が使いやすいシャワー機器等の具体化
(水栓、通報等)	○高齢者、障害者等が使いやすい水栓金具等の設置 ○緊急通報ボタン、浴室電話機の設置が望ましい。	○高齢者、障害者等が使いやすい水栓金具等の具体化
(手すり)	○必要に応じて手すりの設置	
(仕上げ)	○滑りにくく、体を傷つけない材料・仕上げの床、浴槽	
戸の形式	◇客室の戸は、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと ◎便所、浴室等に戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。 ○出入口の戸は、2.8.1 利用居室の出入口の設計標準を参照	○客室の戸の金物（ドアスコープ等）、部品に関する記述
ベッド	○ベッド高さ：マットレス上面で、車いすの座面の高さと同程度（40～45cm） ○ベッド下部にフットレストが入ること ○ヘッドボード高さ：マットレス上面より 30cm 以内、ベッド上で寄り掛かりやすい形状 ○ベッドサイドキャビネット高さ：マ	○ベッド位置の変更に関する記述

	現在の設計標準の記述概要	追加等を検討する項目（案）
	ットレス上面より 10cm 程度高いもの	
スイッチ、コンセント類	○ベッド上で操作できる照明 ○コンセント高さ：40cm 程度 ○スイッチ等の高さ：110cm（ベッド周辺においては 80～90cm）	○電動車いすのバッテリー充電を想定したコンセント位置に関する記述
収納等	○下端：30cm程度、上端：150cm程度、奥行き：60cm程度 ○下部にフットレストが入ること	○ハンガーパイプの位置等に関する記述 ○建具金物（取っ手）に関する記述
仕上げ	○滑りにくい床の仕上げ ○毛足の長いじゅうたん・カーペットを避ける。	

③ 高齢者、障害者等の利用に配慮した一般客室

	追加等を検討する項目（案）
客室 出入口の 寸法	○出入口幅の確保に関する記述
段	○やむを得ない場合の床段差に関する記述（例：2.5cm 以下、乗り越えやすい形状、簡易傾斜路の設置）
スペース	○回転スペース確保、ベッド横の通路幅確保に関する記述
客室の 便所	○出入口幅の確保に関する記述 ○戸の前後に高低差に関する記述（簡易傾斜路の設置を含む。） ○手すり設置に関する記述
客室の 浴室、 シャワー 室等 (出入口)	○出入口幅の確保に関する記述 ○戸の前後に高低差に関する記述（簡易傾斜路の設置を含む。） ○手すり設置に関する記述
(浴槽)	○浴槽深さ、エプロン高さに関する記述
(いす等)	○シャワーチェア設置（貸出し）に関する追記
スイッチ、 コンセ ント類	○コンセント、スイッチ等の高さに関する記述
収納等	○建具金物（取っ手）に関する記述

④ 案内表示、情報伝達設備等

	現在の設計標準の記述	追加等を検討する項目（案）
室名表示等	○高齢者・障がい者等が分かりやすい 部屋番号、室名表示 ○点字と浮き彫り文字による表示	○ドア表示（避難情報や避難経路の表示 サイン）に関する記述
客室の鍵	○視覚障害者に配慮した、わかりやす く操作しやすい鍵の設置	
電話機	○点滅灯付音量増幅装置付きの電話 機の設置又は貸出し ○上肢の巧緻障害者用電話機の設置 又は貸出し ○ファクシミリの設置又は貸出し（聴 覚障害者向け）	
テレビ		○字幕放送の受信できるテレビ設置に 関する記述
浴室等の アメニ ティ		○視覚障害者等に配慮したアメニティ 容器等に関する記述
その他の 備品	○電話着信やドアのノックやベルの 音を、室内にいる方に注意するた めの通知機器の貸出し ○補助犬用備品の貸出し、排泄場所の 確保	○シャワーチェア、浴槽移乗台、補高便 座等の準備、貸出し
警報装置 等	○フラッシュライト及びバイブレー ターにより情報を伝達する非常警 報装置の設置又は貸出し	（聴覚障害者団体の意見やメーカーヒ アリングを踏まえた記述）

(2) ソフト対応

	現在の設計標準の記述	追加等を検討する項目（案）
施設情報 の提供		○車いす利用者用客室の有無やその概 要、備品等の貸出しの有無、施設のバ リアフリー化状況等の基本的な情報 のホームページでの提供
人的対応	○受付への筆談ボード設置 ○宿泊機能を持つ施設では、設備に加 え、高齢者、障害者等に配慮し、従 業員による人的な対応を実施 ○（社）日本観光協会の「高齢者・障 害者の利用に対応する宿泊施設の モデルガイドライン」の一部を例示	○高齢者や車いす使用者に配慮したテ ーブル席のあるレストランの案内、知 的障害・発達障害・精神障害等の多様 な利用者に配慮した部屋食等の対応

(3) 改善・改修のポイント

(2) 客室の設計標準に基づき改善・改修することが望ましいが、特に以下の点に留意する。

① 車いす使用者用客室

	現在の設計標準の記述	追加等を検討する項目 (案)
客室出入口の寸法	○幅 80cm 以上確保 ○開閉操作がしやすい構造	
段		○出入口には、段を設けない ○段が残る場合には、傾斜路やすりつけで、段を解消
スペース	○車いすで移乗・転回・回転できるスペースの確保	
客室の便所、浴室等	○車いす使用者が利用可能なスペースの確保 ○出入口には、段を設けない ○段が残る場合には、傾斜路やすりつけで、段を解消	(引き続き検討)

② 高齢者、障害者等の利用に配慮した一般客室

	追加等を検討する項目 (案)
客室出入口の寸法	○出入口幅の確保に関する記述
段	○出入口には、段を設けない ○段が残る場合には、傾斜路やすりつけで、段を解消
客室の浴室、シャワー室等 (出入口) (いす等)	○出入口には、段を設けない ○段が残る場合には、傾斜路やすりつけで、段を解消 <hr/> ○シャワーチェア設置 (貸出し) に関する追記

高齢者・障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計のあり方に関する検討委員会 委員名簿

【学識経験者】

高橋 儀平	東洋大学ライフデザイン学部	教授
佐藤 克志	日本女子大学家政学部住居学科	教授
松田 雄二	東京大学大学院 工学系研究科建築学専攻	准教授
布田 健	国土技術政策総合研究所 住宅研究部住宅生産研究室	室長

【障害者団体等】

今西 正義	特定非営利活動法人 D P I 日本会議	バリアフリー担当顧問
大竹 浩司	一般財団法人 全日本ろうあ連盟	理事
小幡 恭弘	公益社団法人 全国精神保健福祉会連合会	事務局長
大日方 邦子	一般社団法人 日本パラリンピアンズ協会	副会長
齊藤 秀樹	公益財団法人 全国老人クラブ連合会	常務理事
田中 正博	全国手をつなぐ育成会連合会	統括
妻屋 明	公益社団法人 全国脊髄損傷者連合会	理事長
土岐 達志	社会福祉法人 日本身体障害者団体連合会	副会長
橋口 亜希子	一般社団法人 日本発達障害ネットワーク	事務局長
藤井 貢	社会福祉法人 日本盲人会連合	組織部長（理事）

【施設管理者・設計施工関係団体等】

風間 淳	一般社団法人 日本ホテル協会 福祉・環境問題等委員会	副委員長
梶原 優	一般社団法人 日本病院会	副会長
黒田 和孝	一般社団法人 全日本駐車協会	専務理事
粉川 季雄	一般社団法人 全日本シティホテル連盟	専務理事
小山 修司	一般社団法人 日本フランチイズチェーン協会	
高橋 寛	一般社団法人 日本ビルディング協会連合会	政策委員
高橋 広直	一般社団法人 日本建設業連合会 設計企画部会	委員
中山 庚一郎	公益社団法人 国際観光施設協会	名誉会長
成藤 宣昌	公益社団法人 日本建築士会連合会	専務理事
早川 文雄	一般社団法人 日本建築士事務所協会連合会	
村上 哲也	一般社団法人 日本ショッピングセンター協会	事務局長
連 健夫	公益社団法人 日本建築家協会	委員長

【審査側団体】

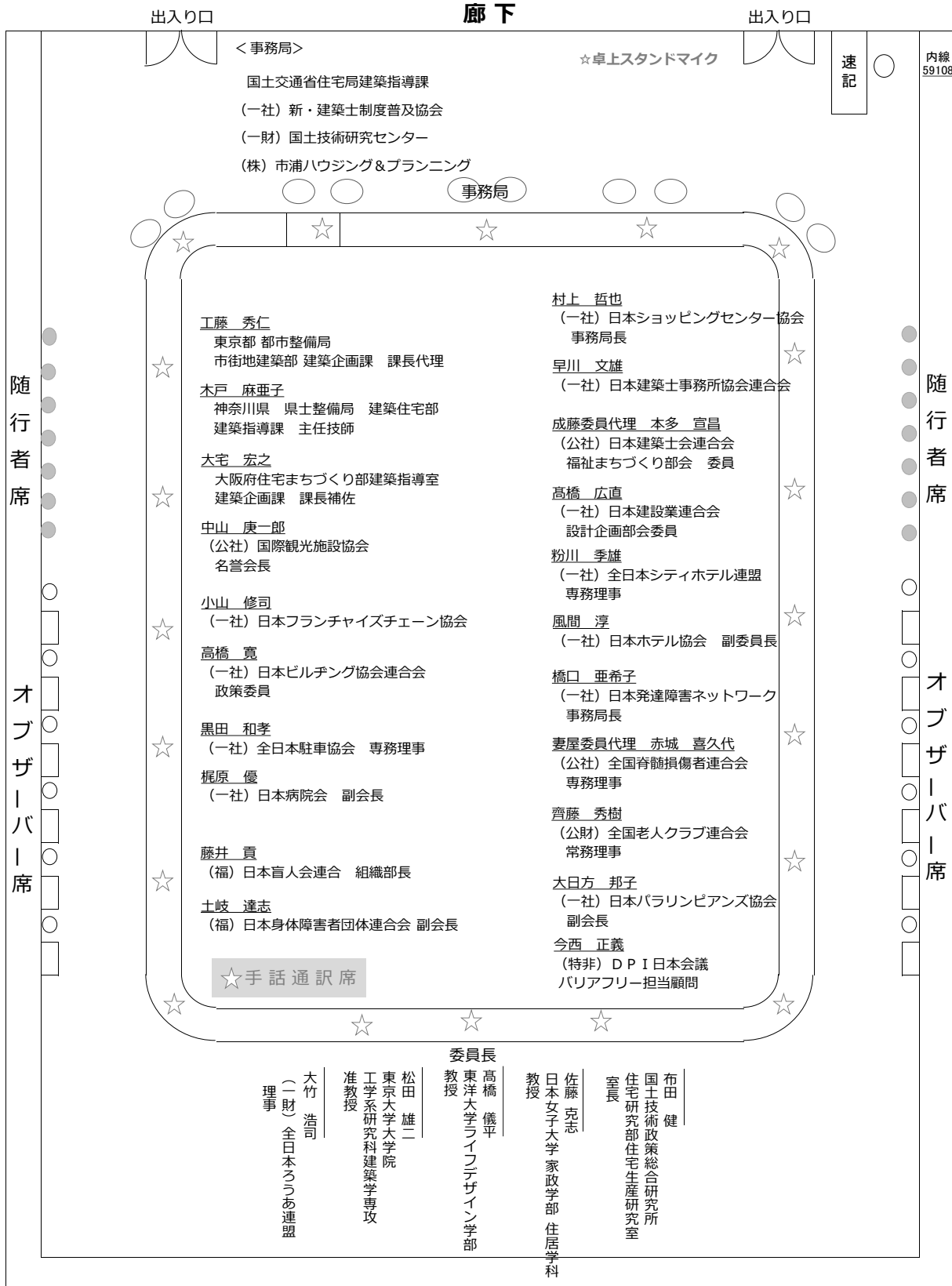
大宅 宏之	大阪府 住宅まちづくり部 建築指導室 建築企画課	課長補佐
木戸 麻亜子	神奈川県 県土整備局 建築住宅部 建築指導課	主任技師
工藤 秀仁	東京都 都市整備局 市街地建築部 建築企画課	課長代理

【オブザーバー】

名畑 徹	内閣官房 東京オリンピック競技大会・パラリンピック競技大会推進本部 事務局	参事官補佐
前田 百合香	横浜市 建築局 建築指導部 建築環境課	技術職員
西村 文彦	文部科学省大臣官房施設企画部施設企画課	課長補佐
久保 幸司	厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 企画課	課長補佐
橋口 真依	厚生労働省 老健局 高齢者支援課	課長補佐
安倍 利男	厚生労働省 大臣官房会計課 施設整備室	営繕専門官
島村 泰彰	国土交通省総合政策局安心生活政策課	課長補佐
西村 研二	国土交通省 大臣官房官庁営繕部 整備課	課長補佐
中西 浩	国土技術政策総合研究所住宅研究部住宅ストック高度化研究室	室長
小野 久美子	建築研究所 建築生産研究グループ	主任研究員

【事務局】

国土交通省住宅局建築指導課
一般社団法人 新・建築士制度普及協会
一般財団法人 国土技術研究センター
株式会社 市浦ハウジング&プランニング



<オブザーバー>

- ▼ 厚生労働省 老健局 高齢者支援課
- ▼ 厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 企画課
- ▼ 文部科学省 大臣官房 施設企画部 施設企画課
- ▼ 横浜市 建築局 建築指導部 建築環境課
- ▼ 内閣官房 東京リトルの競技大会・パワフルの競技大会推進本部 事務局

窓

<オブザーバー>

- ▼ 国立研究開発法人建築研究所 建築生産研究グループ
- ▼ 国土技術政策総合研究所 住宅研究部住宅ストック高度化研究室
- ▼ 国土交通省 大臣官房 官庁営繕部 整備課
- ▼ 国土交通省 総合政策局 安心生活政策課
- ▼ 厚生労働省 大臣官房 会計課 施設整備室 営繕専門官

高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計のあり方に関する検討委員会

日時：平成28年9月9日（金）10：00～12：00

場所：都市センターホテル5階オリオン

第1回委員会議事要旨（案）

1. 開会

2. 挨拶：国土交通省大臣官房審議官 伊藤明子氏

お忙しい中、本委員会にお集まり頂き、ありがとうございます。国土交通省では、建築物のバリアフリーに関して、ハートビル法、バリアフリー法に基づく取組を進めており、建築設計標準についても、平成19年から5年毎に改訂している。

2020年のオリンピック・パラリンピックを見据え、たくさんの来訪者へ対応していくため、今回、建築設計標準については、1年前倒しして改訂を行い、内容を広く周知していきたいと考えている。

オリンピック・パラリンピックのみならず、1億総活躍社会の実現のため、それぞれの人がそれぞれの立ち場で、自分の意志で、自分の好きなところに行き、自分自身の自己を実現し、社会に貢献することが大変大切であり、そのための建築物のアクセシビリティの向上は基礎的な社会のインフラとして重要であると考えている。

年内の委員会開催によって改訂案をまとめるということで、先生方、委員の皆様には無理なお願いをしているところであるが、活発に議論を頂くことをお願いしたい。

3. 委員紹介

4. 委員長選出：

委員会設置要綱（資料1-1）に基づき、東洋大学高橋儀平教授を選出。

5. 委員長挨拶：東洋大学ライフデザイン学部教授 高橋儀平氏

2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向けて急速に住環境整備が進みつつあり、国、東京都、全国各地で同様の動きがある。

建築設計標準は、2014年に、劇場、競技場等の客席・観覧席を有する施設に関する追補版を策定した。

アクセシビリティ、バリアフリー、ユニバーサルデザインの考え方が成熟していなかった時は諸外国の影響を受けながら進めてきたが、現在はかなりよいものになってきている。しかし、まだまだこれからも充実を図っていかなくてはならない。

2016年4月には、2006年の国連の障害者権利条約からスタートした障害者差別解消法がようやく施行された。これらもオリンピック・パラリンピックの開催を見据えて検討の俎上に載せていくものである。多面的な角度から、みなさまの自由な発言を頂きたい。

6. 議事：

6-1 高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計のあり方に関する参考資料の作成について

6-2 他の検討における各団体の意見等について

6-3 主要検討項目に係る検討の方向性

上記に関する資料説明を事務局から行った。

6-4 意見交換

高橋委員長：多くの立場からご意見、課題、事例の紹介などをご発言いただきたい。

(以下敬称略)

DPI 今西：今回の設計標準の見直しにあたりアクセシビリティガイドの内容を踏まえ、レガシーとして落とし込んでいく必要がある。アクセシビリティガイドでは、世界的な水準の高いものをベースとしながら、標準基準、推奨基準が提示されている。

2006年にバリアフリー法が施行されて以降、設計標準は2回改訂されている。しかし、移動円滑化基準は2006年以降見直されていない。底上げのために、アクセシビリティガイドの記載内容なども踏まえ、移動円滑化の義務基準のレベルを上げていく必要がある。

ホテルの客室の場合は移動円滑化基準ではアクセシブルルームは「50室に1室以上」、設計標準では2%以上と規程されているが、それでは足りないのが現状。まずは、実際にホテルの全体の客室数に対し、アクセシブルルームの数いくつかといった母数を確認しておく必要がある。

日盲連 藤井：視覚障害者の場合、例えば、ホテルでは泊まる部屋をどう発見するか、室内の器具や設備をどう確認するか、石鹸とシャンプー、リンスがわからない、カランやトイレの構造が違う、ドアの入口の番号表示を浮き彫りにしてほしいなど、が挙げられる。また、色のコントラスト（床と柱）や照明による明るさの確保といったことも必要である。今回、このような意見を述べてよいかについて、伺いたい。

意見としては、現在、視覚障害者をエスカレーターに誘導することになっていないが、視覚障害者もエスカレーターに誘導できるような整備、例えばエスカレーターの視認性の確保等について検討してはどうか。

病院では、ストレッチャーへの配慮などにより、点字ブロック敷設されないということがある。室内型の点字ブロックの推奨ができていたので、そのようなものについても、提案していきたい。

日身連 土岐：2020オリパラに向けて設計標準の検討の前倒しについて、評価している。また検討の方向性、趣旨は理解した。

その他の検討事項のところでは提案したいのは、大規模災害時の対応である。熊本で地震が発生したが、3.11（東日本大震災）の教訓が活かされてなかったと感じている。例えば避難場所のトイレや仮設住宅など、災害時は高齢者、障害者に困難が発生する。公民館や学校の体育館などに避難するが、車いすや障害者が十分使えるようなトイレが対応されていないことが課題である。また、福祉避難所、熊本で指定されていたが、ほとんど機能していなかった。

このような大規模災害時の高齢者、障害者への対応について、検討してはどうか。

ろうあ連盟 大竹：今回の検討の中心は客室、浴室、トイレということであるが、昨日都内のホテルに宿泊したところ、災害時に対応する設備がなかった。情報アクセシビリティの面でいうと、平常時は、字幕放送付きテレビなどで確保されていても、万が一災害が起こった際の情報保障がない。例えば、EVに乗っているときに火災になったとか、一人で入っていて密室の浴室、シャワー室などは、外の情報が入ってこない。どこにいても災害時の情報がわかるような整備について検討頂きたい。

国交省 藤原：移動等円滑化基準の見直しにあたっては、現状分析やニーズの整理などを行った上で慎重に検討する必要があると認識している。今回は、2020を見据えてなるべく早い段階で設計標準を改正して、社会に提示していくことをまず行いたい。先ほどの指摘にあったように、ホテルの客室の現状をしっかりと把握するなど、基準見直しの前段階の把握をしていくことも重要であると考えており、基準の見直しについては引き続き検討していきたい。

部屋の番号を浮き彫り表示するなど、設計サイドで対応できることは、対応していくと考えている。

視覚障害者の方をエスカレーターに誘導する件については、慎重に検討する必要がある。エレベーター、エスカレーターなど、建築物において動くものは、一定の危険を伴うものの認識である。エスカレーターに誘導する際に、乗るときも降りるときもきちんと誘導できるか、安全面と利用のしやすさからきちんと考えていく必要がある。

建物内の点字ブロックについて、建築設計標準ではJIS製品を推奨しているところである。なるべく全国で統一されたものを使うことが結果として障害者の方の使いやすさの向上につながると考えている。したがって日盲連でお勧めの室内型の点字ブロックについても、協力できるところは国交省も協力していくので、JISを取得頂きたい。

災害時の対応については、前回の改正時に東日本大震災を踏まえ、一定程度記載されている。災害時の対応は、初期の対応と、落ち着いてきたときの対応があるが、設計の中で対応するものもあると考える。設計のほうで引き受けられる部分については、しっかりと盛り込んでいきたいと考えている。

先ほどの発言で、東日本の教訓が生かされていないといった指摘があったが、具体的には何か補足頂きたい。

日身連 土岐：例えば仮設住宅では、車いすで仮設住宅を十分使えない。避難所の場合は、福祉避難所に重度の障害者が利用するのではなく一般の避難者がきてしまい、対応ができなかった。福祉避難所は、事前に契約や協定を結んであったが、実態としては、一般の方が避難していたり、そもそも通常の職員しかいないため、定員以上の人が避難してきた場合に対応できないということであった。また、一般避難所においても車いす、視覚障害、精神障害、自閉症の方、生活できないため、やむなく他を探すという実態をみてきた。

国交省 藤原：仮設住宅のバリアフリー対応については、仮設住宅を作る場合と、民間の賃貸住宅を活用する場合がある。プレハブ協会では東日本大震災の仮設住宅の記録を冊子としてまとめており、その中にはバリアフリー住宅も含まれている。このような取組の普及が必要である。

標準となるモデルプランの一つとしてバリアフリー対応を組みこんでいくことを働きかけていくことが必要である。

大規模の震災などの場合は、発災当初に混乱がある。災害が起こって初めて対応を考えるのではなく、事前にどれだけ考えておくかが重要である。災害時の事前対応のルールなどは、建築設計だけでなく、内閣府の防災などで受け止めていく内容などもあると考えられるので、整理していく必要がある。

体育館、公民館で生活ができないという指摘に対しては、バリアフリー基準が普及して公共的な施設におけるバリアフリー化が進むことで、災害時の対応に役立つと考える。設計標準をいかに普及していくのが重要である。設計標準の中身に加えて、設計標準の普及や活用についても検討していきたい。

DPI 今西：移動円滑化基準は旅客と車両の基準の見直しについて関係府省連絡会議の検討課題に入っている。建築物の基準の見直しも 2020 に向けてきちんと進めていただきたい。

特別特定建築物の対象が 2000 m²以上となっており、大規模店舗などでは整備が進んできている。一方で、地域の中にある身近に必要な施設の整備が進まない。小規模の店舗（例えば 1000 m²を対象を引き下げるなど）も含めて移動円滑化基準の見直しの筋道をつけていただきたい。

日盲連 藤井：時間的な制約もあるだろうが、基準の見直しについても是非検討をお願いしたい。

設計者にとっては、視覚障害者誘導ブロックの黄色など、色は設計上の制約とされ好まれないことがある。弱視者への配慮としては視認性の確保が重要であり、ブロックの黄色以外にも床と柱、床と壁などのコントラストについては是非取り上げて頂きたい。

高橋委員長：都道府県などで委任条例化が進んでおり、条例により独自に基準を定めている。法律で基準強化すること、建築主側が自主的に配慮を高めていくこと、両面から進めていくことが必要である。

仮設住宅については、共同住宅が義務化の対象となっていないことも課題である。設計標準では、取組事例で示すことはある。

視覚障害者誘導ブロックについて、統一した規格としての JIS を推奨するという説明があったが、好事例を記載するということもあるだろう。

ろうあ連盟大竹委員の指摘にあった緊急時の通報に関して、現在の設計標準でも一定程度記載しているところであるが、現状を踏まえて記述を見直していきたい。

大阪府 大宅：大阪府では 21 年度に委任条例を制定し対象建築物 2000 m²の基準を引き下げたり、子育て関係を追加している。日々、問い合わせがあるが、建築設計標準は法の考え方を伝える際など、運用の現場で活用している。昨年度、府条例のガイドラインを作成し、2016.4 に公表、活用、啓発しているところである。

これらの検討の過程で課題として指摘されたのは、ホテルの客室の割合（50 に 1 だよいか）、設備や水回りの標準化である。これらは府条例単体で検討するのは難しい部分であり、今回の設計標準で検討頂きたい。

また、電動車いすが普及する中で、多様な電動車いすの寸法をどう考えていくか、多様化する手すりの形状をどう考えるかなども指摘された。

先ほども指摘のあった、聴覚障害者へ常に情報提供すること、視覚障害者のエスカレーター誘導について駅なども含めた移動円滑化経路について考えていくこと、災害時のバリアフリーについて考えて行くことについて問題提起があった。

高橋委員長：視覚障害者のエスカレーターへの誘導について、エスカレーターを含む経路はアクセシブルルートとされており、エレベーターを中心としたルートを移動円滑等の円滑化基準として定めてきた経緯がある。

東京都 工藤：設計者からバリアフリーに関して、寸法をどうするかといった問い合わせ等に対応しているところである。設計標準や、都の福祉のまちづくり条例のマニュアルに基づき回答しているが、どこまで守って頂くかについては、諸事情によって設計標準通りにならないこともある。

神奈川県 木戸：高齢者等の利用に配慮した円滑な設計を目指しているが、実際にはコスト面や、設計上の制約などとのせめぎあいが難しいところである。設計基準の事例を参考している場合も多いので、事例について充実してほしい。資料3の中で、好事例の紹介とあるが、どのように収集するのか。

国交省 藤原：よい事例を出して頂きたいと資料4でお願いする予定。こういう機会をとらえて収集していきたい。

ホテル協会 風間：ホテル協会には、各都市、各リゾートを代表するホテルが集まっている。バリアフリー化に関しては、それぞれに努力はしてきているところ。ホテルは装置産業であり、一度できてしまうとそれを変えるのはかなりの労力を要することになる。一方で、ホテル協会のホテルには十分な人（スタッフ）が配置されている。ソフト、システム、ヒューマンにより、ハードで足りないところを補っていきたいと考えている。

シティホテル連盟 粉川：実際にユニバーサルルームがどの程度あるのか、私も把握していないので、早急に把握したい。

先ほどシャンプーとリンスがわからないとの指摘があったが、対応できることもできてないホテルもあるというのが実情と捉えた。対応に関しては、ご意見を集めて、冊子などを作り、周知していければよいと考えた。

建築家協会 連：いろいろな設計の機会があるが、発注者の意見が支配的であることは否めない。発注者に対し、バリアフリーやユニバーサルデザインを提案しても、部屋数の確保が優先され採用されないことがある。よい事例を集め、見せて説得していくことが必要である。発注者の理解のための啓発も必要であり、よいものであれば表彰するといった方法もあるのではないかと。

建築士事務所協会 早川：パラリンピック大会の報道をみていて、選手も多いが支える方も多数いると感じた。東京での開催に向け、バリアフリー整備等の重要性を再認識したところである。

設計においては多岐にわたる検討項目が有り、建物用途や、発注者が公共なのか民間なの

かによっても判断は違ってくる。しかしながら、ガイドラインを建築物に盛り込んでいくことは、結果的に一般の方にとっても安全・安心につながる。そのため、障害者の方のための設計標準というということだけではなく、一般の建物に広く設計標準が浸透していくことが重要と考える。設計者が全員、設計標準を横において設計することが理想と考えている。

日本建設業連合会 高橋（広）：設計者は発注者と利用者の間をつなぐ役割であり、コストの制約が大きい中、せめいぎあいの中でよりものを作っていかななくてはならない。コストダウンには、標準化されていることも影響する。ユニットバスなど、メーカーが使いやすいものを開発し、安全なものが普及してくれば、値段も下がっていくという好循環が期待できる。

パラリンピアンズ協会 大日方：好事例の収集方法について、短い期間の中でどれだけ集まるのか？例えば、好事例の収集を継続できる仕組みがあるとよい。

障害のある人は日本人とは限らない。外国人の観光客や日常的にまちに出ている方がいる。日本語が通じない車いすユーザーが避難する場合も含めて考えておく必要がある。

パラの開会式を見ていてわかるように、海外の電動車いすは非常に多岐にわたる形状である。それらに対し、どういうことが起きうるのかの想定は必要。

利用する側のニーズとして、例えば、ユニバーサルルームを使えない場合に一般の客室をなんとか使っているという方がどの程度いるのか、サンプル調査でもよいので調べてみてはどうか。

劇場等の設備について、車いすユーザーや視覚障害の方がステージにあがることを考えていない、段差があったり手すりのない階段のみだったりするところが多くある。これについても検討に含めて頂きたい。

精神保健福祉会連合会 野村（小幡委員代理）：精神障害の場合、突然具合が悪くなることもある。そのような時に助けをどこに助けを求めればよいのかわからないのが不安である。設計に関係があるかわからないが、例えば、建物の中にインターホンがあって、困っていることに対応できる、などがあるとよい。

全老連 齊藤：方向性については、資料で提示されたもので進めていただきたい。

今後のスケジュールを勘案すると4回しかない委員会の中で全体的な意見を取りまとめていくということはかなりタイトである。好事例については、具体的なイメージをもって取り組むために有効である。ただ、今現在は好事例であっても、そのうち好事例でなくなる可能性もあるため、継続的に見ていくことが重要である。好事例が好事例であるかについて、この委員会で検証していく必要がある。例えば高コストよりも低コストでよい事例という場合や、コストもかかっているが素晴らしい事例など好事例にも幅があると考えられる。好事例でない場合の分析やそれを次につなげていく検討も必要である。

全脊損連 赤城：ホテルに関して、ホテルのバリアフリールームがホームページを見ても表示されないことがある。またインターネットでの予約もできない。実際にホテルに問い合わせてみるとバリアフリールームがあったり、予約できたりするので、そのあたりは改善いただきたい。

日本女子大佐藤：これまでの意見の中で同感と感じるものが多々あった。例えば、基準の見直しについては今後検討必要だと認識している。

参考資料2には、これまでの改訂の経緯が整理されており、それなりに改訂されてきていることがわかる。2016 障害者差別解消法施行と記載があるが、今回の建築設計標準の改正では、事前的環境整備への対応として何が求められるのか、についてを盛り込んでいくべきである。

国総研 布田：災害時の対応として、仮設住宅も重要であるが、避難先として重要となってくる体育館、公民館の防災機能（防災井戸、電源の確保など）について、記述の充実をしてはどうか。

ホテルの浴室について、日本は大浴場という独特の文化を持っている。例えば、客室のお風呂と大浴場をトレードオフで考え、客室ではシャワー室のみとして、別途家族風呂を充実させるという考え方もあるのではないかな。

トイレについて、コンビニやファミレスにかなりの数が整備されつつある。これらを充実させていくことは満足度の向上につながると思われるので、好事例として取り上げていくとよい。

東大 松田：最近、パラリンピック選手の移動の実態を調査している。特に宿泊大変との指摘が多いが宿泊施設は外出にとって欠かすことができないと認識した。選手だからなんとかかなるけど、もう少し工夫すればもっと多くの人が使えるという指摘があるので、そのあたりについて、今回検討を深めていくことが必要である。

高橋委員長：障害者差別解消法により、物理的な環境で利用者の差別をしてはいけないこととなる。

オリパラに向けた東京アクセシビリティガイド（現段階では未公表）の内容も踏まえながら、外国人への対応、文化財、観光施設の事例収集など必要かもしれない。可能な範囲で取り上げていきたい。

移動等の円滑化基準の見直しについても、提案型で検討していく必要がある。

好事例の継続的なスパイラルアップ、好事例の検証、建築主、事業者、設計者の教育なども含めて検討をしていきたい。

7. その他 第2回委員会の予定について

高橋委員長：年内に予定されている4回の会議の中で全て対応しきれず、次年度以降に課題として残すものもあるかもしれないが、先を見据えて多くの意見を寄せて頂きたい。

日身連 土岐：好事例に関して、長崎県みんなにやさしいトイレ実行委員会の取組を紹介したい。

以上

ホテルのバリアフリー化の現状等に関するアンケート調査

調査期間 2016年10月14日(金)～28日(金)

同封の返信用封筒、又は、FAX：03-4519-5013にてご返送ください。
(FAX送信の際は両面、片面設定をご注意くださいますようお願いいたします。)

以下についてご回答下さい。

【ご回答方法 〃記述式、□選択式(該当欄に✓を入れてください。)]

1.基礎情報

1-1 ホテル基礎情報

1-1-1 ホテルの所在地(都道府県)をご記入ください。

都道府県

1-1-2 さしつかえなければホテルの名称をご記入ください。(必須ではありません)

1-1-3 所属する団体名に ✓ を入れてください。(複数選択可)

日本ホテル協会 / 全日本シティホテル連盟

その他(具体的に_____)

1-1-4 ホテルのある階(フロント、客室、宿泊客が利用する共用施設等のある階、地下駐車場は除く)及びフロントのある階をご記入下さい。

ホテルのある階 : _____階 ~ _____階

フロントのある階 : _____階

1-1-5 ホテルの延べ床面積(フロント、客室、宿泊客が利用する共用施設等のある階の面積)をご記入下さい。(駐車場は除く)

延べ床面積 : _____m²

1-1-6 ホテルの構造で該当する□に ✓ を入れてください。

RC造 / SRC造 / S造 / 木造

わからない / その他(具体的に_____)

1-1-7 竣工年、又は、開業年について該当する年をご記入ください。

竣工_____年 / 開業_____年

1-1-8 ホテルの総客室数をご記入ください。

総客室数 : _____室

2. ユニバーサルルームについて

ユニバーサルルーム（またはバリアフリールーム、アクセシブルルームなど）（以降 UD ルームと略す）について以下に回答下さい。

UD ルームなし → **ない場合は設問 2-5 におすすみください。**

UD ルーム有り → **以降の設問にお答え下さい。**

2-1UD ルーム概要（UD ルームがある場合お答え下さい）

2-1-1 UD ルームの客室数（合計及び客室タイプ別客室数）及び名称をご記入下さい。

UD ルームの客室数：合計 _____ 部屋→下記に内訳をご記入ください。

- ツイン _____ 部屋
- ダブル _____ 部屋
- シングル _____ 部屋
- その他 _____ 部屋

UD ルームの名称： ユニバーサルルーム / バリアフリールーム

その他（具体的に_____）

2-1-2 UD ルームの1年間のおおよその稼働率（%）をご記入下さい。

（UD ルーム全体の稼働率でご記入下さい）

年間稼働率：約_____%

2-1-3 UD ルームの車いすの方の1年間のおおよその利用人数をご記入下さい。

（UD ルーム全体の稼働率でご記入下さい）

約_____人 / 把握していない

その他（具体的に_____）

2-1-4 UD ルーム（UD ルームに付室がある場合は代表的な UD ルーム）の「部屋タイプ」及び、「面積」をご記入下さい。

（以降 UD ルーム又は代表的な UD ルーム（※1）についてご回答ください。）

部屋のタイプ： ツイン

ダブル

シングル

その他（具体的_____）

面積：_____㎡

2-1-5 UD ルーム (※1) の価格設定についてご記入ください。

- 一般と同等
- 一般より割高 (約_____%)
- 一般より割安 (約_____%)
- その他 (具体的に_____)

2-1-6 UD ルーム (※1) の位置についてご記入下さい。

- フロント階と同じ
- フロント階の直上階
- その他 (具体的に_____)

2-2 出入口 (UD ルームがある場合お答え下さい)

2-2-1 UD ルーム (※1) の出入口に段差 (2 c m以上) はありますか？

- 段差なし (2 c m以内)
- 段差あり →具体的な数値をご記入ください。段差_____cm

2-2-2 UD ルーム (※1) 出入り口の「ドア有効開口幅」をご記入下さい。

(以降の設問において、「ドア有効開口幅」とは、「ドアを開けたときの開口幅」)

出入口ドアの有効開口幅：_____ c m

2-3 浴室・トイレ (UD ルームがある場合お答え下さい)

2-3-1 UD ルーム (※1) 内の浴室出入り口に段差はありますか？

(2-3 の設問における「浴室」とは、浴室とトイレが一体になっているユニットバス等を含む)

- 段差なし (2 c m以内)
- 段差あり →具体的な数値をご記入ください。段差_____cm

2-3-2 UD ルーム (※1) 内の浴室出入り口のドア有効開口幅をご記入下さい。

浴室出入口のドアの有効開口幅：_____ c m

2-3-3 UD ルーム (※1) 内の浴室出入り口のドアの種類をご記入下さい。

- 引き戸・引き違い戸
- 開き戸
- 折れ戸
- その他 (具体的に_____)

2-3-4 UD ルーム (※1) 内の浴槽周辺に手すりは設置されていますか？

- 設置なし
- 設置あり
 - ↳ 下記もご記入ください。
 - 浴槽の短辺方向に設置された手すり
(縦手すり／横手すり／L型手すり)
 - 浴槽の長手方向に設置された手すり
(横手すり／L型手すり)
 - その他
(具体的な設置場所_____)

2-3-5 UD ルーム内でトイレが独立している場合、出入口のドア有効開口幅をご記入下さい。

独立したトイレのドアの有効開口幅：_____ c m

2-4 情報提供、予約 (UD ルームがある場合お答え下さい)

2-4-1 UD ルームについてホテルのホームページで情報提供をしていますか？ (複数選択可)

- UD ルームに関するホームページでの情報提供なし
- UD ルームの有無のみ記提供
- UD ルームの間取りも記供
- その他提供されている情報
(具体的に_____)

2-4-2 UD ルームの予約方法について該当するものをご記入下さい。(複数選択可)

- 電話で予約
- FAX で予約
- メールで予約
- ホームページから予約
- その他 (具体的に_____)

2-4-3 UD ルームに関して問い合わせはありますか？

問い合わせが有る場合、問い合わせ内容は何ですか？

- 良くある / たまにある
 - 問い合わせ内容を選択して下さい。(複数選択可)
 - UD ルームの有無
 - UD ルームの仕様
 - 車いすで利用できるレストランや大浴場等の共用スペースの設備
 - 駐車場の設備
 - ホテルに用意されている福祉用具
 - 価格の設定
 - その他 (具体的に_____)
- 問い合わせはほとんどない

2-5 今後について

2-5-1 今後（5年間程度で）UDルームを増やす予定がありますか？

予定は無い / 予定が有る

↳ 予定有を選択した方は下記もご記入ください。

- 増やす見込みの客室数_____部屋
- 増やす予定の客室の具体的な内容を下欄にご記入ください。

2-5-2 UD ルームを増やす（既存の客室を改修する）にあたり難しい点についてご記入下さい。（複数選択可）

- 客室内等の段差の解消が困難
- 水回り（ユニットバス）の制約からバリアフリー化が困難
- 客室内のスペースが狭いため扉幅や通路幅員等の確保が困難
- 改修費用の捻出が困難
- ホテルを運営しながらの改修が困難
- その他（具体的に_____）

3. 一般客室について

一般の客室について、以下にご回答下さい。

3-1 一般客室概要

3-1-1 一般の客室数（合計及び客室タイプ別客室数）についてご記入下さい。

客室数合計_____部屋 内訳：ツイン _____部屋
ダブル _____部屋
シングル _____部屋
その他 _____部屋

3-1-2 一般客室の1年間のおおよその稼働率（%）についてご記入下さい。

（一般客室全体の稼働率でご記入下さい）

年間稼働率：約_____%

3-1-3 最も客室数の多い代表的な一般客室を選び、その代表的な一般客室の「部屋タイプ」及び「面積」についてご記入下さい。(以降この部屋を代表的な一般客室(※2)とする)

代表的な一般客室のタイプ： ツイン
 ダブル
 シングル
 その他(具体的に_____)

面積：_____m²

3-1-4 UD ルームに準じた部屋(スペースは十分でないが、ある程度、高齢者、障害者に対応した仕様のある部屋)はありますか？ また今後増やす予定はありますか？

UD ルームに準じた部屋は無い

↳ こちらを選択した方は下記もご記入ください。

UD ルームに準じた部屋を増やす予定は無い

予定が有る

↳ 予定有を選択した方は下記もご記入ください。

▶ 増やす見込みの客室数：_____部屋

▶ 増やす予定の客室の具体的な内容をご記入ください。

(具体的に_____)

UD ルームに準じた部屋が有る

▶ 部屋数をご記入ください。部屋数_____部屋

▶ 高齢者や障害者へ対応した仕様の具体的な内容をご記入ください。(具体的に_____)

_____)

3-2 客室出入口

3-2-1 一般客室(※2) 出入り口のドア有効開口幅をご記入下さい。

出入口ドアの有効開口幅：_____m

3-2-2 一般客室(※2) の出入口に段差(2cm以上)はありますか？

段差なし(2cm以内)

段差あり → 段差数値をご記入ください。段差_____cm

3-3 浴室（ユニットバス含む）

3-3-1 一般客室（※2）内の浴室出入り口浴室出入り口に段差はありますか？
（「浴室」とは、浴室とトイレが一体になっているユニットバスを含む）

- 段差なし（2 c m以内）
- 段差あり →具体的な数値をご記入ください。段差_____c m

3-3-2 一般客室（※2）内の浴室出入り口のドア有効開口幅をご記入下さい。

浴室出入口のドアの有効開口幅：_____ c m

3-3-3 一般客室（※2）内の浴室出入り口のドアの種類をご記入下さい。

- 引き戸・引き違い戸
- 開き戸
- 折れ戸
- その他（具体的に_____）

3-3-4 一般客室（※2）内の浴槽周辺に手すりは設置されていますか？

- 設置なし
- 設置あり →下記もご記入ください。
 - 浴槽の短辺方向に設置された手すり
（縦手すり／横手すり／L型手すり）
 - 浴槽の長手方向に設置された手すり
（横手すり／L型手すり）
 - その他
（具体的な設置場所_____）

3-3-5 一般客室（※2）内でトイレが独立している場合、ドア有効開口幅をご記入下さい。

独立したトイレドアの有効開口幅：_____ c m

3-4 一般客室の配慮

3-4-1 一般客室（またはUDルーム）における高齢者、障害者（聴覚障害者・補助犬）等への配慮として、備品等の貸し出しを行っていますか？

- 貸出備品は特に無い
- 貸出備品が有る
 - ↳貸出備品が有る場合、下記もご記入ください。（複数選択可）
 - 車いすの貸し出し
 - 聴覚障害者対応備品の貸し出し
（具体的に_____）
 - 補助犬ユーザー対応備品の貸し出し
（具体的に_____）
 - その他
（具体的に_____）

3-4-2 一般客室（またはUDルーム）における視覚障害者への配慮として、音声案内や点字表記等を行っていますか？

- 視覚障害者誘導用ブロックの敷設がある
(敷設している場所を具体的に_____)
- 音声案内がある
(音声案内のある場所を具体的に_____)
- 部屋の番号などに点字表記や浮彫表示がある
(点字や浮彫表示の内容を具体的に_____)
- 従業員による誘導を実施している
- 視覚障害者対応の貸出備品が有る
(貸し出している備品を具体的に_____)
- その他(具体的に_____)

3-4-3 ホテルにおける接遇研修にて、障害者差別解消法(※3)を意識した取組を実施していますか？

※3 2016年4月に施行された障害者差別解消法では、正当な理由なく障害の理由としてサービスの提供を拒否することや制限することを「障害を理由とする差別」として禁止しています。

- 特に取組は実施していない
- 障害者差別解消法への対応について検討中
- 接遇マニュアル等に障害者差別解消法について記載
- 障害者差別解消法を含むスタッフの接遇研修を実施
- その他(具体的に)

3-5 今後について

3-5-1 今後(4年間程度で)一般客室の水回り(浴室)等を改修する予定はありますか？

- 改修の予定は無い
- 予定が有る
 - ↳ 予定が有る場合の具体的な内容をご記入ください。
 - 水回りユニットの交換
 - 出入り口段差の解消
 - その他(具体的に_____)

4. ホテル共用部等のバリアフリー化状況

共用の車いす使用者用トイレ又は多機能トイレ、誰でもトイレ（以降「車いす使用者用トイレ」と省略）について以下にご記入下さい。

4-1 共用の車いす使用者用トイレ

4-1-1 共用の車いす使用者用トイレは設置されていますか？有る場合個所数もご記入ください。

- 共用の車いす使用者用トイレは無い
- 共用の車いす使用者用トイレが有る →有の場合：____箇所

4-1-2 共用の車いす使用者用トイレはどこに設置されていますか？（複数選択可）

- フロント階と同じ階に設置
- UD ルームと同じ階に設置
- 大浴場・共用浴室と同じ階に設置
- その他（具体的に_____）

4-1-3 共用の車いす使用者用トイレ内に含まれている設備について、該当するものを全てご記入下さい。（複数選択可）

- オストメイト用設備
- 大型ベッド
- おむつ替えシート
- ベビーチェア
- その他（具体的に_____）

4-2 大浴場・共用浴室

共用の大浴場、共用浴室（家族風呂等）（以降「共用浴室」と省略）について以下にお答え下さい。

4-2-1 大浴場、共用浴室の入り口には段差（2cm以上）はありますか？

- 全て段差なし
- 一部段差あり（具体的な段差箇所_____）
- その他（具体的に_____）

4-2-2 大浴場、共用浴室の浴槽周辺等に手すり等は設置されていますか？

- 手すりの設置は無い
- 手すり等の設置が有る
 - ↳設置有の場合、下記もご記入ください。
 - リフトなど設置（具体的な内容）
 - 浴室出入口付近から、浴槽やシャワーへの移動のための横手すり
 - 浴槽出入りのための手すり
 - その他（具体的に_____）

4-2-3 その他、高齢者、障害者、乳幼児連れ等への配慮はありますか？

- 特に配慮は無い
- 配慮が有る
 - ↳有の場合、下記もご記入ください。
 - シャワーチェア
 - 乳児用のベッド（更衣室内）
 - その他（具体的に_____）

4-3 メインエントランス

ホテルのメインエントランス（出入口）の状況について、以下にご記入下さい。

4-3-1 ホテルのメインエントランスには段差（2cm以上）がありますか？

- 段差なし（2cm以内）
- 段差あり →段差数値をご記入ください。 段差_____cm
→階段があればご記入ください。 階段_____段
 - ↳段差ありの場合、段差への対応をご記入ください。
 - 他の出入口に誘導する
 - 簡易スロープを設置する
 - その他（具体的に_____）

4-3-2 ホテルメインエントランスにスロープはありますか？

- スロープ無し
- スロープ有り
 - ↳有りの場合、下記にもご記入ください。
 - スロープは竣工当初から設置
 - スロープは段差解消のため後から設置
 - その他（具体的に_____）

4-4 レストラン

ホテルのレストランについて以下にご記入下さい。

4-4-1 レストランの出入り口に段差（2cm以上）はありますか？

- 全て段差なし
- 一部段差あり
- 全て段差あり
 - ↳段差ありの場合の段差への対応をご記入ください。
 - 簡易スロープを設置
 - 人的に介助
 - その他（具体的に_____）

4-4-2 レストラン内部に段差（2cm以上）はありますか？

- 全て段差無し
- 一部段差あり
- 全て段差あり
 - ↳段差有の場合の対応
 - 簡易スロープを設置
 - 人的に介助
 - その他（具体的に_____）

5.全体を通じて

5-1 これまでに高齢者や障害のある人、乳幼児連れの人、外国人等がホテルを利用するにあたり、対応に困ったことがあれば教えてください。

5-2 今後の高齢社会への対応、オリンピック・パラリンピック時の対応など、ホテルとして対応する予定があれば教えてください。

○さしつかえなければ、ご回答者のお名前、ご連絡先をご記入ください○

氏 名：

メールアドレス：

電 話 番 号：

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。

★バリアフリールームの図面、写真につきまして、提供可能な場合は同封の封筒に入れてご返送ください。

ホテルのバリアフリー化の現状等に関するアンケート調査
協力をお願い

平成 28 年 10 月 14 日

一般社団法人日本シティホテル連盟 御中

国土交通省住宅局建築指導課
観光庁観光産業課

国土交通省では、全国の建築物のバリアフリー化を一層進めるため、平成 28 年度「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計のあり方に関する検討委員会」を設置し、「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」の改正について調査・検討を実施しています。

本検討においては、国内外からの来訪者を幅広く受け入れることができるホテルの客室を増やすため、バリアフリー化された客室の増加や一般客室等の一層のバリアフリー化に関する検討を重点的に行うこととしています。

そこでホテルのバリアフリー化の検討の基礎資料とするため、ホテルのバリアフリー化の現状等に関する添付のアンケートを作成しました。

業務ご多忙とは存じますが、本アンケートについてご協力のほどお願いいたします。

なお、アンケートの提出は、以下にてお願いいたします。

※ ご回答いただきましたアンケート結果については、個々のホテルが特定できないよう全体で統計処理したうえで、公表させていただく予定です。

■アンケートの提出について

提出期限：平成 28 年 10 月 28 日（金）

同封の返信用封筒又は F A X（03-4519-5013）にてお送り下さい。

提出先：一般財団法人国土技術研究センター（アンケート調査委託機関）

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 3-12-1 ニッセイ虎ノ門ビル

<http://www.jice.or.jp>

担当：（本アンケート内容に関する問い合わせ先）

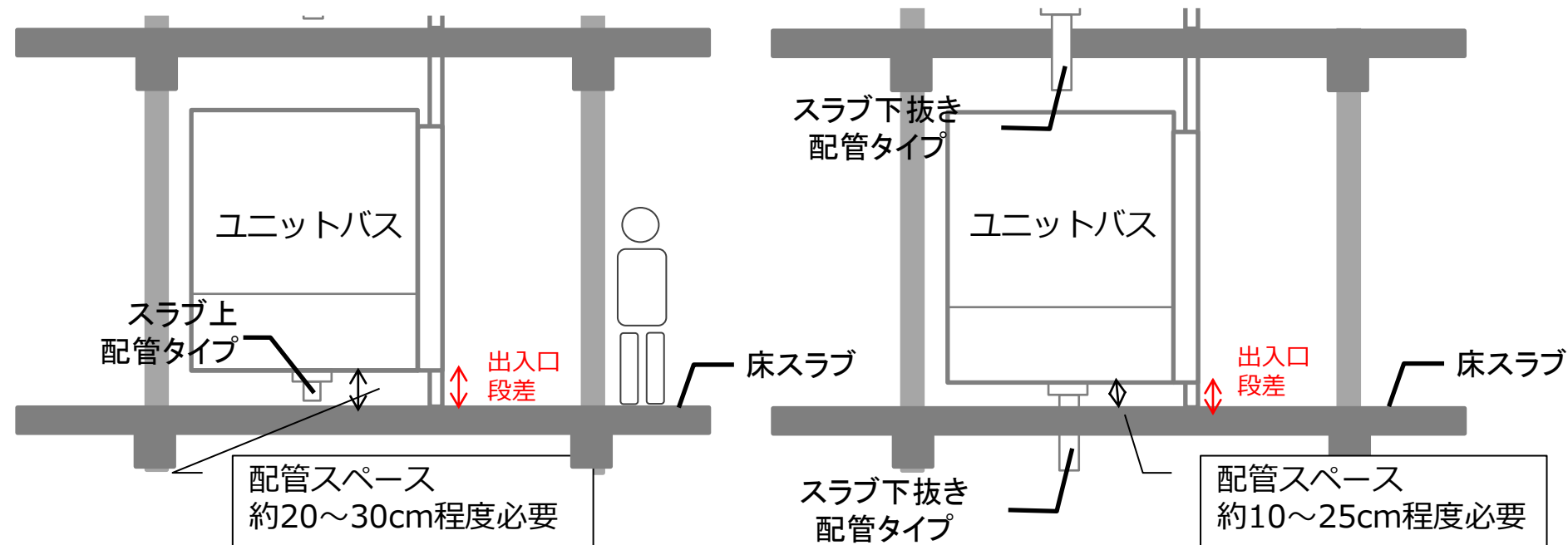
都市・住宅・地域政策グループ（tel03-4519-5003）沼尻、平澤、伊藤

客室のユニットバス 改修における課題

出入口に段差のあるユニットバスの現状

- ・床スラブがフラットで、ユニットバスの下に配管用のスペースを設置している場合に段差が発生する。
- ・さらに、ユニットバス床と出入口下枠には、現在も2~5cm程度の水じまいのための単純段差がある。

スラブがフラットな場合、ユニットバスの出入口に段差が発生

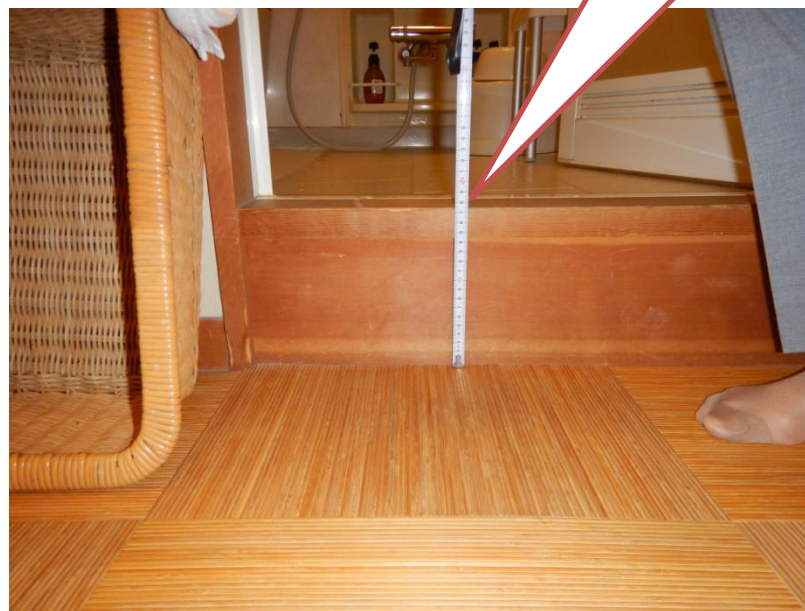
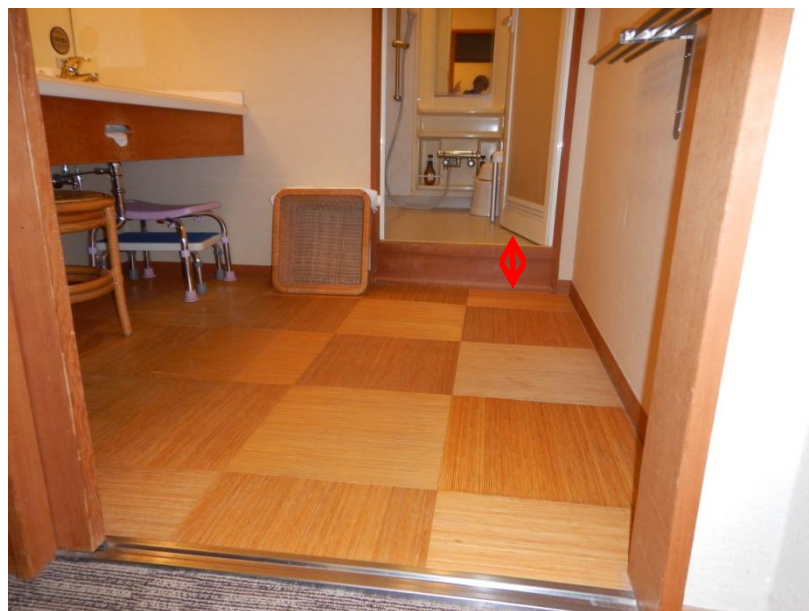


(スラブ上配管タイプ)
排水管は、床スラブの上で横引き

(スラブ下抜き配管タイプ) 排水管は床スラブを貫通し、床スラブの下で横引き

出入口に段差のあるユニットバス

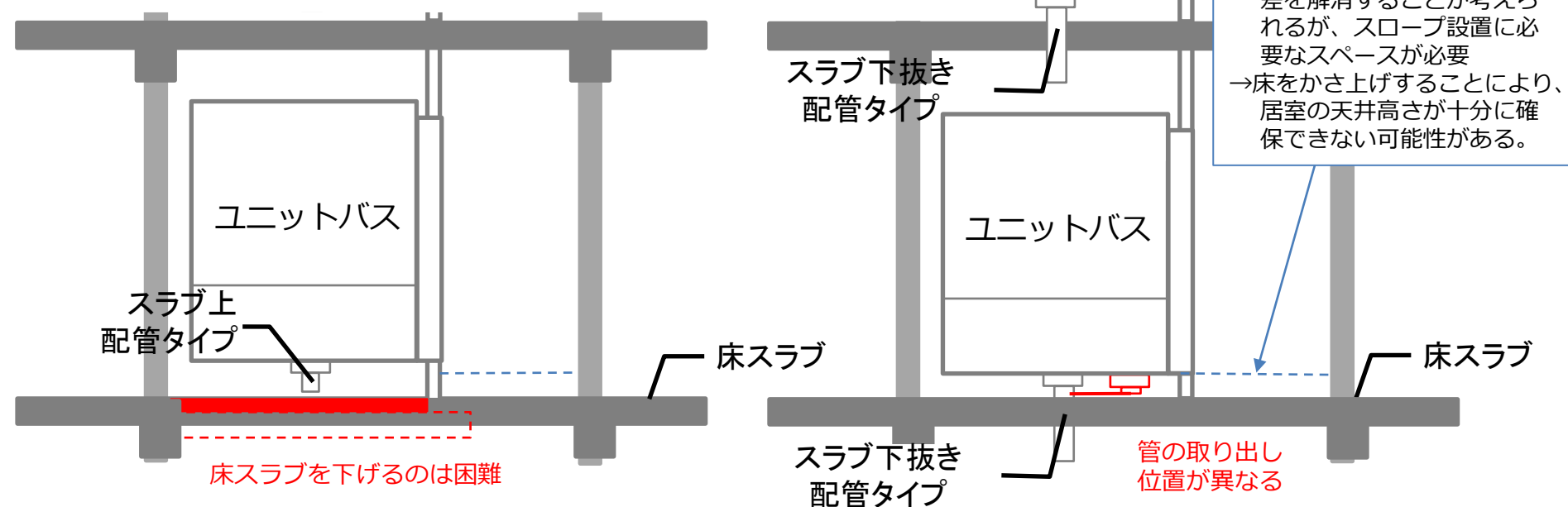
段差18.5 cm



出入口に段差のあるユニットバスの改修の課題

- 既存施設では、ユニットバスの下に配管用のスペースを確保していない（十分でない）ものも多く、ユニットバスを入れ替えたとしても、室内とユニットバス内の段差を解消することが難しい。

スラブがフラットな場合、改修はかなり困難



(スラブ上配管タイプ)

- 構造上、必要な厚さを確保しながら、改修により床スラブを下げることは、困難。

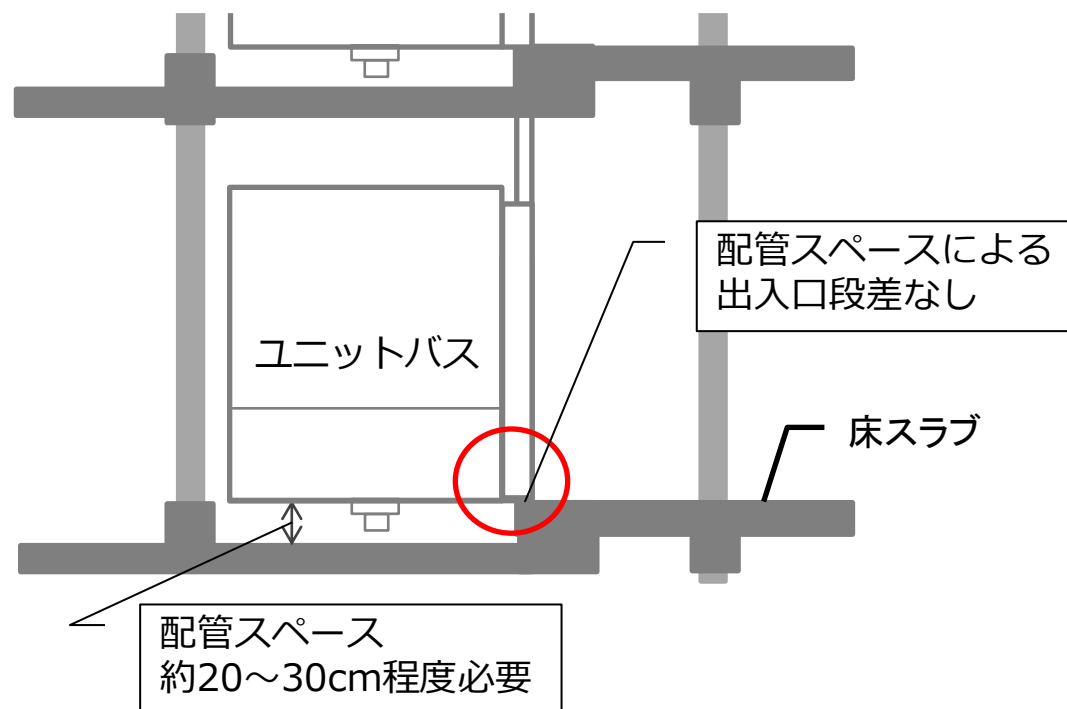
(スラブ下抜き配管タイプ)

- 改修前と改修後で排水管の取りだし位置が異なる場合も多く、配管経路について検討が必要

出入口に段差のないユニットバス

- ・ 最初からユニットバス部分等の床スラブを下げた設計の場合は、出入口に（配管による）段差は生じない。
- ・ ただし、ユニットバス床と出入口下枠には、2～5cm程度の水じまいのための単純段差がある。

**スラブに段差がある場合、
ユニットバスの出入口に段差（配管による）は発生しない**



■ バリアフリー法第14条に基づく条例を制定している都道府県における客室・浴室等の基準

都道府県	客室	宿泊施設の規模	浴室・シャワー室・更衣室（浴室等）
岩手県 ひとにやさしいまちづくり条例施行規則	ひとにやさしいまちづくり条例施行規則第6条による 「公共的施設整備基準」 5 宿泊施設の客室 政令第15条各項に定める基準	1000㎡以上	ひとにやさしいまちづくり条例施行規則第6条による 「公共的施設整備基準」 13 浴室（寝室又は客室の内部に設置するものを除く。） 医療施設、社会福祉施設、宿泊施設又は公衆浴場において不特定かつ多数の者が利用する浴室を設ける場合には、次に定める基準に適合する浴室を1以上（男子用及び女子用の区別のあるときは、それぞれ1以上）設けること。 (1)浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。 (2)車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。 (3)水栓器具のうち、1以上の水栓器具は、レバー式、光感知式その他の操作が容易なものとすること。
山形県 山形県みんなにやさしいまちづくり条例施行規則	別表第2 第1 建築物に関する整備基準 11 客室 別表第1に規定する宿泊施設の用途に供する施設には、次に定める基準に適合する客室を1以上設けること。 イ 車いす使用者が円滑に利用できるような十分な床面積が確保され、かつ、手すりが適切に配置されていること。 ロ 5の項第1号に定める基準に適合する便所が設けられていること。ただし、客室の外部に当該基準に適合する便所が設けられている場合においては、この限りでない。 ハ 9の項に定める基準に適合する浴室が設けられていること。ただし、客室の外部に当該基準に適合する浴室が設けられている場合においては、この限りでない。	2000㎡以上	別表第2 第1 建築物に関する整備基準 9 浴室 不特定又は多数の者が利用する浴室（客室の内部の浴室を除く。）を設ける場合においては、次に定める基準に適合する浴室を1以上（男性用及び女性用の区分がある場合においては、それぞれ1以上）設けること。 イ 脱衣所及び洗い場の出入口の幅は、内法（のり）を80cm以上とすること。 ロ 脱衣所及び洗い場の出入口には段を設けないこと。 ハ 高齢者、障がい者等及び要配慮者が円滑に利用することができるよう手すり、腰掛台等が適切に配置されている洗い場及び浴槽が設けられていること。 ニ 水栓器具は、高齢者、障がい者等及び要配慮者が容易に操作することができる構造とすること。 ホ 床面及び浴槽の床は、ぬれても滑りにくい材料で仕上げること。

都道府県	客室	宿泊施設の規模	浴室・シャワー室・更衣室（浴室等）
			<p>10 更衣室、シャワー室及び洗面所（以下「更衣室等」という。） 不特定又は多数の者が利用する更衣室等（客室の内部の更衣室等を除く。）を設ける場合においては、次に定める基準に適合する更衣室等を1以上（男性用及び女性用の区分がある場合においては、それぞれ1以上）設けること。</p> <p>イ 高齢者、障がい者等及び要配慮者が円滑に利用することができるよう手すり、腰掛台等が適切に配置されていること。</p> <p>ロ 水栓器具は、高齢者、障がい者等及び要配慮者が容易に操作することができる構造とすること。</p> <p>ハ 床面は、ぬれても滑りにくい材料で仕上げること。</p>
埼玉県	—	200 m ² 以上	—
高齢者、障がい者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例			
東京都	—	1000 m ² 以上	<p>（浴室等） 第8条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する浴室又はシャワー室（以下「浴室等」という。）を設ける場合には、床の表面を粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げなければならない。</p> <p>2 浴室等のうち一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>一 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。</p> <p>二 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確</p>
高齢者、障がい者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例			

都道府県	客室	宿泊施設の規模	浴室・シャワー室・更衣室（浴室等）
			<p>保されていること。</p> <p>三 出入口は、次に掲げるものであること。</p> <p>イ 幅は、85cm以上とすること。</p> <p>ロ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p>
<p>神奈川県</p> <p>みんなのバリアフリー街づくり条例施行規則</p>	<p>別表第2(第2条関係) 1 公共交通機関の施設以外の公共的施設に関する整備基準 (10 客室)</p> <p>別表第1の4の項及び10の項に掲げる公共的施設において、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者等が利用する客室を設ける場合は、次に定める構造の客室を1(客室数の合計が100室を超えるときは、客室数の合計に100分の1を乗じて得た数、ただし、その数に1未満の端数があるときは、これを1に切り上げるものとする。)以上設けること。</p> <p>(1)出入口は、次に掲げるものであること。 ア有効幅員は、80cm以上とすること。 イ戸を設ける場合には、1の項(2)エ(イ)に掲げるものであること。</p> <p>(2)床面は、滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(3)必要に応じて、手すりを設けること。</p> <p>(4)車いす使用者が円滑に移動し、回転できるように十分な広さを確保すること。</p> <p>(5)ベッドを設ける場合は、車いすの座面の高さと同程度の高さを確保すること。</p> <p>(6)便所は、次に掲げるものであること。ただし、別表第1の4の項に掲げる公共的施設において客室の外部にみんなのトイレを設ける場合及び別表第1の10の項に掲げる</p>	<p>1000㎡以上</p>	<p>別表第2(第2条関係) 1 公共交通機関の施設以外の公共的施設に関する整備基準 (9 浴室、シャワー室等)</p> <p>別表第1の3の項に掲げる医療施設(無床診療所を除く。)、4の項、10の項、11の項及び13の項に掲げる公共的施設において、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者等が利用する浴室、シャワー室等を設ける場合は、次に定める構造の浴室、シャワー室等をそれぞれ1以上(男女用の区別があるときは、それぞれ1以上)設けること。</p> <p>(1)出入口は、次に掲げるものであること。 ア 有効幅員は、80cm以上とすること。 イ 戸を設ける場合は、1の項(2)エ(イ)に掲げるものであること。</p> <p>(2)浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。</p> <p>(3)車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。</p> <p>(4)床面は、滑りにくい材料で仕上げること。</p>

都道府県	客室	宿泊施設の規模	浴室・シャワー室・更衣室（浴室等）
	<p>公共的施設において当該客室が設けられている階に不特定かつ多数の者が利用する便所(車いす使用者用便房が設けられたものに限る。)が 1 以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ 1 以上)設けられている場合は、この限りでない。</p> <p>ア 便所内に車いす使用者用便房を設けること。</p> <p>イ 車いす使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口は、次に掲げるものであること。</p> <p>(ア)有効幅員は、80 cm以上とすること。</p> <p>(イ)戸を設ける場合には、1 の項(2)エ(イ)に掲げるものであること。</p> <p>(7)浴室、シャワー室等は、次に掲げるものであること。ただし、当該客室が設けられている建築物に不特定かつ多数の者が利用する浴室、シャワー室等(次に掲げるものに限る。)が1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ 1 以上)設けられている場合は、この限りでない。</p> <p>ア 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。</p> <p>イ 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。</p> <p>ウ 出入口は、(6)イに掲げるものであること。</p> <p>エ 床面は、滑りにくい材料で仕上げること。</p>		
<p>石川県</p> <p>バリアフリー社会の推進に関する</p>	<p>別表第 2(第 5 条、第 13 条関連)</p> <p>5 ホテル又は旅館の客室</p> <p>(1)別表第 1 の 1 の表 7 の項の公益的施設で客室の総数が 30 以上の場合は、車いす使用者が円滑に利用できる客室(以下「車いす使用者用客室」という。)を 1 以上設けること。</p>	<p>1000 m² 以上</p>	<p>別表第 2(第 5 条、第 13 条関連)</p> <p>19 浴室</p> <p>別表第 1 の 1 の表 2 の項、7 の項、10 の項、11 の項及び 14 の項の公益的施設に共同浴場(寝室及び客室内部に設けられるものを除く。)を設ける場合においては、次に定める構造の浴室を 1 以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ 1 以上)設けること。</p>

都道府県	客室	宿泊施設の規模	浴室・シャワー室・更衣室（浴室等）
<p>条例 施行規則</p>	<p>(2)車いす使用者用客室は、次に掲げるものであること。</p> <p>ア 出入口の幅は、80 cm以上とすること。</p> <p>イ 出入口の戸は、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>ウ 便所は、次に掲げるものであること。ただし、当該客室が設けられている階に不特定かつ多数の者が利用する便所(車いす使用者用便房が設けられたものに限る。)が 1 以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ 1 以上)設けられている場合は、この限りでない。</p> <p>(ア)便所内に車いす使用者用便房を設けること。</p> <p>(イ)車いす使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口は、次に掲げるものであること。</p> <p>a 幅は、80 cm以上とすること。</p> <p>b 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>エ 浴室又はシャワー室(以下この項において「浴室等」という。)は、次に掲げるものであること。ただし、当該客室が設けられている建築物に不特定かつ多数の者が利用する浴室等(次に掲げるものに限る。)が 1 以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ 1 以上)設けられている場合は、この限りでない。</p> <p>(ア)浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。</p> <p>(イ)車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。</p> <p>(ウ)出入口は、ウ(イ)に掲げるものであること。</p> <p>オ 室内は、車いす使用者が円滑に利用できるよう十分</p>		<p>ア 洗い場及び脱衣室の出入口の幅は、80 cm以上とすること。</p> <p>イ 洗い場及び脱衣室の出入口に戸を設ける場合においては、当該戸は自動的に開閉する構造又は車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>ウ 洗い場及び脱衣室の出入口は、車いす使用者が円滑に通過できる構造とすること。</p> <p>エ 浴槽、洗い場及び脱衣室には、手すり、腰掛台等を適切な位置に配置すること。</p> <p>オ 洗い場及び脱衣室の水栓器具は、操作が容易な方式のものを設けること。</p> <p>20 更衣室又はシャワー室</p> <p>別表第 1 の 1 の表 12 の項の公益的施設に更衣室又はシャワー室を設ける場合においては、1 以上の更衣室又はシャワー室は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 出入口の幅は、80 cm以上とすること。</p> <p>イ 出入口の戸は、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>ウ 車いす使用者が更衣室からシャワー室へそのまま移動できる構造とすること。</p> <p>エ 床の表面は、濡れても滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>オ 手すり、腰掛台等を適切に設けること。</p> <p>カ シャワー等の水栓器具は、操作が容易な方式のものを設けること。</p>

都道府県	客室	宿泊施設の規模	浴室・シャワー室・更衣室（浴室等）
	<p>な面積が確保されていること。 カ 室内には、視覚障害者及び聴覚障害者に非常警報を知らせる装置を設けること。</p>		
<p>京都府 福祉の まちづくり 条例</p>	—	1000 m ² 以上	<p>第 66 条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する浴室又はシャワー室（以下「浴室等」という。）を設ける場合には、それらの床の表面は、滑りにくい材料で仕上げなければならない。 2 前項の浴室等のうち1以上（男子用及び女子用の区別がある場合にあつては、それぞれ1以上）は、次に掲げるものでなければならない。 (1) 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。 (2) 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。 (3) 出入口は、次に掲げるものとすること。 ア 幅は、85 センチメートル以上とすること。 イ 戸を設ける場合には、回転形式とせず、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p>
<p>大阪府 福祉の まちづくり 条例</p>	<p>（ホテル又は旅館の客室） 第 19 条 令第 15 条第 2 項の規定によるものとする車いす使用者用客室は、床の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げなければならない。 2 令第 15 条第 2 項第一号イの車いす使用者用便房は、前条第 4 項第一号に掲げるものでなければならない。</p>	1000 m ² 以上	<p>（浴室等） 第 21 条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する浴室又はシャワー室（次項において「浴室等」という。）を設ける場合には、床の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げなければならない。 2 浴室等のうち一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）は、次に掲げるものでなければならない。 一 浴槽、シャワー、手すり等を適切に配置すること。 二 車いす使用者が円滑に利用できるよう十分な空間を確保すること。 三 出入口は、次に掲げるものであること。</p>

都道府県	客室	宿泊施設の規模	浴室・シャワー室・更衣室（浴室等）
			<p>イ 幅は、80 cm以上とすること。</p> <p>ロ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p>
<p>兵庫県</p> <p>福祉の まちづく り条例 施行規則</p>	<p>別表第3(第6条関係) 8 ホテル等の客室</p> <p>(1)ホテル等にあつては、次に掲げる車椅子利用者利用客室を1以上設けること。(客室の総数50室以上の規模)</p> <p>ア 便所は、次に掲げるものであること。ただし、当該客室が設けられている階に車椅子利用者利用便房が設けられた不特定かつ多数の者が利用する便所が1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上。イにおいて同じ。)設けられている場合は、この限りでない。</p> <p>(ア)出入口は、7の(1)のアの(ア)及び(イ)に掲げるものであること。</p> <p>(イ)7の(2)のアの(ア)及び(ウ)に掲げる洗面所を設けるものであること。</p> <p>(ウ)便房は、7の(3)のイからオまでに掲げるものであつて、便房の出入口は2の(2)のア及びエに掲げるものであること。</p> <p>(エ)床の表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げられたものであること。</p> <p>(オ)点灯等により押したことが確認できる非常ボタンを設けるものであること。</p> <p>イ 浴室又はシャワー室(以下イにおいて「浴室等」という。)は次に掲げるものであること。ただし、当該客室が設けられている公益的施設等に不特定かつ多数の者が利用する浴室等(次に掲げるものに限る。)が1以上設けられている場合は、この限りでない。</p>	<p>100㎡ 以上</p>	<p>別表第3(第6条関係) 11 浴室等</p> <p>(床面積の合計1,000㎡以上の規模。ただし、ホテル等にあつては、床面積の合計5,000㎡以上の規模とする。)</p> <p>(1)次に掲げる公益的施設等に高齢者等が利用する浴室(寝室又は客室の内部に設けるものを除く。)を設ける場合には、そのうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上。以下11において同じ。)を8の(1)のイの(ア)、(ウ)、(オ)及び(カ)に掲げるものとする。</p> <p>ア 病院等</p> <p>イ 老人ホーム等(主として高齢者又は障害者が利用するものに限る。)</p> <p>ウ ホテル等</p> <p>エ 公衆浴場</p> <p>(2)次に掲げる公益的施設等に高齢者等が利用するシャワー室を設ける場合には、そのうち1以上を高齢者等が円滑に利用できるものとする。 (床面積の合計1,000㎡以上の規模。ただし、学校にあつては、基準規模とする。)</p> <p>ア 学校</p> <p>イ 老人ホーム等(主として高齢者又は障害者が利用するものに限る。)</p> <p>ウ 運動施設</p> <p>(3)(2)により設けるシャワー室は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 出入口の幅が80 cm以上のシャワー用の区画を1以上設けるものであること。</p> <p>イ 更衣用の区画を設ける場合には、そのうち1以上を出入口の幅</p>

都道府県	客室	宿泊施設の規模	浴室・シャワー室・更衣室（浴室等）
	<p>(ア) 出入口は、2 の(2)のアからエまでに掲げるものであること。</p> <p>(イ) 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されているものであること。</p> <p>(ウ) 床の表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げられたものであること。</p> <p>(エ) 点灯等により押したことが確認できる非常ボタンを設けるものであること。</p> <p>(オ) 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されているものであること。</p> <p>(カ) 洗い場の床面から浴槽の縁は、40 cmから45 cmまでを標準とした出入りしやすい高さであること。</p> <p>(2) ホテル等にあつては、客の来訪及び非常時の情報を、点灯及び音声により知らせるための装置を備えた客室を1以上設けること。</p>		<p>が80 cm以上とするものであること。</p> <p>ウ 床の表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げられたものであること。</p> <p>エ シャワー用の区画に手すりを設けるものであること。</p> <p>オ シャワー用の区画に固定式の腰掛台を設ける場合には、高さは、40 cmから45 cmまでであること。</p>
<p>徳島県</p> <p>ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進に関する条例施行規則</p>	<p>別表第二 16 客室</p> <p>別表第1第1号の表7の項の生活関連施設の欄に掲げる施設に50を超える客室を設ける場合にあつては、その1以上を次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 出入口は1の項(1)から(3)までに定める構造とすること。</p> <p>(2) 便所は5の項1の(1)から(4)まで及び(6)に定める構造とすること。</p> <p>(3) 浴室は、14の項(1)から(8)までに定める構造とし、かつ、浴槽の縁及び移乗台の高さは40 cmから45 cm程度とすること。</p> <p>(4) 室内は、車いす使用者が円滑に利用できるよう十分な空間が確保されていること。</p> <p>(5) コンセント、スイッチその他の設備は、車いす使用者が</p>	<p>2000 m²以上</p>	<p>別表第二 4 浴室(客室の内部に設置するものを除く。)</p> <p>別表第1第1号の表2の項、3の項及び7の項の生活関連施設の欄に掲げる施設に設ける不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する浴室並びに公衆浴場の浴室のうち、それぞれ1以上(男子用及び女子用の区分があるときは、男子用及び女子用としてそれぞれ1以上)の浴室は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 出入口の有効幅員は、80 cm以上とすること。</p> <p>(2) 戸を設ける場合にあつては、当該戸は、自動的に開閉する構造又は車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>(3) 出入口に段を設けないこと。</p> <p>(4) 浴槽には、手すりを設けること。</p> <p>(5) 洗い場の床面は、滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(6) 洗い場には、レバー式、光感知式等操作が容易な水栓器具を1以上設けること。</p>

都道府県	客室	宿泊施設の規模	浴室・シャワー室・更衣室（浴室等）
	<p>円滑に利用できるものとする。</p> <p>(6) 視覚情報及び聴覚情報に配慮した非常警報装置を設けること。</p>		<p>(7)(6)の水栓器具を設置した部分には、手すりを1以上設けること。</p> <p>(8)浴室内の見やすい位置に、非常通報装置を設けること。</p>
<p>大分県</p> <p>福祉のまちづくり条例 施行規則</p>	<p>別表第二(第四条、第五条関係)一建築物の基礎的基準 九 客室又は寝室(以下「客室等」という。)</p> <p>(一) ホテル若しくは旅館で客室の総数が五十以上であるもの又は「客室等」といは社会福祉施設等(病院及び診療所を除く。)で床面積の合計。)が千㎡以上であるものにベッドを設ける客室等を設ける場合には、車いす使用者が安全かつ容易に利用できる客室等(以下「車いす使用者用客室等」という。)を一以上設けること。</p> <p>(二) 車いす使用者用客室等は次に掲げるものとする。</p> <p>イ 便所は、次に掲げるものであること。ただし、当該客室等が設けられている階に不特定かつ多数の者が利用する便所(車いす使用者用便房が設けられたものに限る。)が一以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上)設けられている場合は、この限りでない。</p> <p>(イ) 便所内に、車いす使用者用便房を設けること。</p> <p>(ロ) 車いす使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口は、次に掲げるものであること。</p> <p>a 幅は、内のを八十cm以上とすること。</p> <p>b 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>ロ 室内の浴室又はシャワー室は次に掲げるものであること。ただし、当該客室等が設けられている建築物に不特定かつ多数の者が利用する一九の項のイからニまでに掲げる構造の浴室が一以上(男子用及び女子用</p>	<p>1000㎡以上</p>	<p>別表第二(第四条、第五条関係)一建築物の基礎的基準 一九 浴室</p> <p>社会福祉施設等若しくは公衆浴場で床面積の合計が千㎡以上であるもの又はホテル若しくは旅館で床面積の合計が五千㎡以上であるものに浴室(客室又は寝室内部に設置するものを除く。)を設ける場合には、一以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上)を次に掲げるものとする。</p> <p>イ 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。</p> <p>ロ 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。</p> <p>ハ 出入口は、次に掲げるものであること。</p> <p>(イ) 幅は、内のを八十cm以上とすること。</p> <p>(ロ) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>ニ 洗い場の床面は、滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>二〇 更衣室又はシャワー室</p> <p>社会福祉施設等若しくは体育館、水泳場その他これらに類するシャワー室体育施設で床面積の合計が千㎡以上であるもの又は学校に更衣室又はシャワー室を設ける場合には、一以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上)を次に掲げるものとする。</p> <p>イ 更衣室の区画の一以上の出入口の幅は、内のを八十cm以上とすること。</p> <p>ロ シャワー用の区画の一以上の出入口の幅は、内のを八十cm以上とし、手すりを設け、及び高さ四十cmから四十五cmまでの腰掛け</p>

都道府県	客室	宿泊施設の規模	浴室・シャワー室・更衣室（浴室等）
	<p>の区別があるときは、それぞれ一以上)設けられている場合は、この限りでない。</p> <p>(イ) 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。</p> <p>(ロ) 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。</p> <p>(ハ) 出入口は、(ニ)のイ(ロ)に掲げるものであること。</p> <p>(ニ) 洗い場の床面は、滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(ホ) 非常ボタンを設置すること。</p>		<p>台を設置すること。</p>
<p>熊本県</p> <p>高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例施行規則</p>	<p>—</p>	<p>2000 m² 以上</p>	<p>—</p>